

衆議院 第百六十五回国会 安全保障委員会 會議録 第十一号

平成十八年十一月三十日(木曜日)

午前九時一分開議

出席委員

委員長 木村 太郎君

理事 赤城 徳彦君 理事 今津 寛君

理事 北村 誠吾君 理事 寺田 稔君

理事 中谷 元君 理事 笹木 竜三君

理事 前田 雄吉君 理事 遠藤 乙彦君

理事 安次富 修君 理事 石破 茂君

大塚 拓君 大前 繁雄君

瓦 力君 高木 毅君

仲村 正治君 浜田 靖一君

福田 良彦君 宮路 和明君

山内 康一君 山崎 拓君

内山 晃君 神風 英男君

津村 啓介君 長島 昭久君

山口 壯君 東 順治君

赤嶺 政賢君 辻元 清美君

下地 幹郎君 西村 眞悟君

外務大臣 麻生 太郎君

(防衛庁長官) 久間 章生君

内閣官房副長官 下村 博文君

防衛庁副長官 木村 隆秀君

外務副大臣 岩屋 毅君

防衛庁長官政務官 大前 繁雄君

政府参考人 井上 源三君

(内閣官房内閣審議官) 富田 耕吉君

(防衛庁防衛参事官) 西川 徹矢君

(防衛庁長官官房長) 大古 和雄君

政府参考人 山崎信之郎君

(防衛庁防衛政策局長) 山崎信之郎君

(防衛庁運用企画局長)

(政府参考人) 増田 好平君

(防衛庁人事教育局長) 北原 巖男君

(防衛施設庁長官) 新保 雅俊君

(防衛施設庁総務部長) 木寺 昌人君

(政府参考人) 梅田 邦夫君

(外務省大臣官房参事官) 中根 猛君

(外務省大臣官房参事官) 河相 周夫君

(外務省総合外交政策局長) 三田村秀人君

(外務省北米局長) 河相 周夫君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

(外務省総務・科学部長) 三田村秀人君

(政府参考人) 河相 周夫君

(外務省北米局長) 三田村秀人君

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官井上源三君、防衛庁防衛参事官富田耕吉君、防衛庁長官官房長西川徹矢君、防衛庁防衛政策局長大古和雄君、防衛庁運用企画局長山崎信之郎君、防衛庁人事教育局長増田好平君、防衛施設庁長官北原巖男君、防衛施設庁総務部長新保雅俊君、外務省大臣官房参事官木寺昌人君、外務省大臣官房参事官梅田邦夫君、外務省総合外交政策局長河相周夫君の出席を求め、説明を聴取した。以上、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○木村委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○木村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。笹木竜三君。

○笹木委員 民主党の笹木竜三です。質問を始めさせていただきます。

きょうは、非核三原則等についての集中審議ということがあります。同時に、最後に省の昇格についての採決もあるわけです。その問題についても質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、久間長官にまたお伺いをしたいわけです。これは前回、前々回もお伺いをしました。官製談合問題でいろいろなことが話題になりました。官製談合問題で、まず一点は、かつて防衛庁の官製談合が問題になり、それで再発防止ということではないか、その内部でのチェック体制とかを考えた、しかし、それが全く有効に機能せず、また二〇〇五年の暮れに施設庁の談合になった、そういうことを受けて私も何度かお話をさせていただきました。

きょうは外務大臣も来られていますが、外務省が機密費流用のあの問題をきっかけに、外部の法律の専門家、検察官を査察官としてトップに据えて、外部からの目でチェックを、危機管理を、抜本的に体質を変える、そういう対策をとった。長官もそのことを検討されていると再三お話しになつておりましたが、ここでもう一度確認をさせていただきたいんです。

あれからもう大分たつておりますが、ぜひなるべく早いうちに実現をしたい、しかし予算もあるからとかそういう御意見もありましたが、その後どのぐらい進展をして、どのぐらい実現可能性が高まっているのか、そのことについてお答えいただきたいと思っております。

○久間国務大臣 先般もお答えいたしましたように、監察官制度をつくることによって、しかも、その監察官制度を取り入れるときに、そのトップに新しい血といえますか、外部からのそういう目を入れることによって、今までみない内部だけで気づかなかつたことを気づかせてもらう、そういうような試みもする必要がありますので、そういうようなことでやりたいと思っております。

今度、十九年度の概算要求にそういうような建前という方針でお願いしているところでございまして、今鋭意予算折衝をやっておりますが、まだこれから先、予算編成を経て予算を出すことになりそうですし、そのときに総務省と人事の面でも詰めていかなければなりませんので、今ここでそういうふうになります、なりましたというふうなことを言うには至っておりませんけれども、その方針には変わりませんので、御期待にこたえていこうと思っております。

○笹木委員 さらに確認をしたいんですが、外部からそうした新しい血を入れる、外部の目でチェックをしていただくということですが、そうした専門家の外部の方をトップに据えてやるということ、間違いないんでしょうか。

○久間国務大臣 今はそういう人をトップに据え

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十四回国会閣法第九一号)

国の安全保障に関する件(非核三原則等我が国の安全保障)

○木村委員長 これより会議を開きます。

国の安全保障に関する件、特に非核三原則等我が国の安全保障について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

たいと思つて私の立場としては考えております。
○笹木委員 ぜひそのことをしっかりとやっていただきたいと思ひます。

それと、これもまた確認ですが、ちょうどあの報告書ができたころには、OBの自主返納についてというのを施設庁長官が記者会見で発言をされていきました。言つてみれば、それが六月から数カ月たったらいふの間に、かやむやになつて、ホームページとかでの呼びかけ、印刷物での呼びかけを若干はやつたけれども、それだけで、それ以上の具体的な働きかけはやっていないということでした。そして、今現在では一人も自主返納についての申し出がないということでした。この状態は今も変わらないのでしょうか。

○久間国務大臣 残念ながら、それは変わりません。一つには、自主返納をトップを切つてやるというのはなかなかできないのかもしれませんが、自主返納すれば何か悪いことをしたかのような、そういうことになりそうです。

私は、自主返納をしてもらいたいというのは、そうではなくて、歴代のそういう人がかかわつていたんだから、何らかの形で誠意を示してもらいたいということと呼びかけたんだと思うんですけれども、だれもないときにやりますと、自分がわかつて悪いことをしたかのような印象を与えることも何か気にしているんじゃないかなと思ひますから、自主返納という形じゃない何かの形で誠意を示す方法はないのかな、そこにまた知恵を絞らないとちょっと難しいのかなと思ひました。

○笹木委員 何かほかの方法はないのかなと言われますが、自治体ではこういうことはざらにあるわけですね。自主返納すると、決して逮捕されているわけでもないし、あるいは公正取引委員会に正式に告発をされたということでもありません。そういう方々が退職金の一部とかそういう形で持ち寄つて、そして気持ちだけでもしっかりと返そうということ、日本全国の幾つかの、例えばこういった談合があつた自治体についてはやっています。

る。私の地元でも実際にそういうことがありました。岐阜県でもやっております。

これもまた確認をさせていただきたいんですが、どうして地方にできて国にはできないのか、政府にはできないのか、不思議でなりません。それに応じたからといって、それで悪いことをした、そういうふうにも短期的に結びつけるというのと、じゃないんですから、ほかの地域でもそういう例は幾らでもあるんですから、ぜひそのことは、何かいい知恵がないかといつても言つておられるんじゃないかと、すぐ取り組んでいただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○久間国務大臣 地方の場合は、そこに住んでおりますから、みんな住民の皆さんとの関係があつて、自分は何もしていないけれどもやはりこれは誠意を示しておかないといば、逆にそういうのがありまして、市町村あるいは県の場合は、そういうのに応じないと逆に何かまずいような感じがして、みんなが出すときには率先して出すという空気があるわけですが、そこが若干違うんじゃないかなと思ひます。だから、やはり匿名か何かの形でやらないと、名前を出しての形というのはなかなか難しいんじゃないかというふうには思ひます。

それは、もし先生がその立場におられて、地方におられたら率先する、国の場合だったらどうするかというと、自分は悪いことをやっていないけれども、おれ一人だったという形になつたときに、逆にどういふうな心境になるのか。なかなかその立場になつてみると難しいような気がするんです。

だから、やはり匿名か何かで、出しやすいような方法とか何かを考えてやらないと、出そうかなと思つた人でも出しにくいんじゃないかなという気がしますので、ここはやはり、この問題、何か方法はないのかな、この間から言つておりますように、一工夫が要るんじゃないかなと思つておるわけでありまして。

○笹木委員 しつこいようですが、ぜひ工夫、具

体的に今匿名ということで、あるいは全体に呼びかけてOBの会として処理をさせていただくとか、いろいろな方法は幾らでもあると思ひますが、ぜひ呼びかけを急いでやつて、常に思ひますが、どうして国民の生命と財産を守るといふ崇高な職務に当たつていらっしゃる方々が、結局こうした事件が起きますと、一般社会、あるいは一般社会よりもおかしいんじゃないか、そういうような結果になるのか。

これは長官、非常にいつも上手に、うまい言い方で役人の方をお守りになるんですが、これはやはりしっかりと、やつたよということを見せてこそ、名前も実名、名実ともよくなるんだと期待も高まると思ひますが、最後にぜひ、呼びかけを具体的に、早くそのことに取り組んでいただきたいということ、もう一度お答えをいただきたいと思ひます。

○久間国務大臣 何かの形で呼びかけを、今ちょっと言われましたが、OBの会でもいいんじゃないかと言われたので、そういうことでも何か考えてやつてみようと思つております。

○笹木委員 ぜひお願いしたいと思ひます。

ちょっと話をかえますが、北朝鮮の核実験の報告が中国経由で、内閣官房ですが、最初にもたらされました。ここでの質疑でも話題になつたわけですが、あのときに、内閣官房には外務省経由で連絡が来た。しかし、内閣官房には来たけれども、防衛庁に対してはそれから非常に遅かつた。一時間ぐらいつれがありましたか、こうしたことがあつたわけですね。

お尋ねをしたいと思います、防衛駐在官制度とはどのような制度であるのでしょうか。

○久間国務大臣 防衛駐在官というのは、防衛庁の自衛隊の制服の人間が外務省の方に出向して、自衛官という身分から外務事務官になるけれども、自衛官の呼称を使つていいという形で、大使の管轄下においてその指揮命令を受けながら仕事をする、その一環としていろいろな情報収集等も行つて、そういうことがあると思ひますけれども、

そういうような役割であります。もう行つた瞬間から大使のもとでその指揮下に入つていて、そういうような制度でございます。

○笹木委員 それで、この防衛駐在官に関する覚書について、平成十五年五月七日ですか、外務省は、両省庁間の合意に基づき、防衛駐在官が起案する防衛情報防衛庁に自動的かつ確実に伝達するといふふうにあります。これは外務省経由で防衛庁に自動的かつ確実に伝達すると書いてあるわけですが、覚書、平成十五年五月にわざわざこういふふうを書いてあるわけですが、実際、現状としては、それまでも自動的かつ確実に伝達するといふことができない状況がかなりあつたんじゃないか。

○大古政府参考人 お答えいたします。

防衛駐在官の得た情報につきましては、外務省経由で防衛庁に基本的には当時も来ておりましたけれども、なかなか、事務的な問題で停滞したり漏れたりということがございました。そういうことを自動的かつ確実に伝達するということで、平成十五年の覚書では確認したところでございます。

○笹木委員 例えば、中国の日本大使館には防衛駐在官は何人おられるんですか。

○大古政府参考人 中国大使館は、三人の防衛駐在官が駐在しております。

○笹木委員 これは先ほどお聞きをしましたが、例えば北朝鮮のミサイル発射事案の際あるいは核実験が行われた、そういった情報、これは、防衛駐在官から外務省を経由して防衛庁に何らかの防衛情報自動的かつ確実に伝達されたんでしょうか。

○大古政府参考人 個別の事例に即して防衛駐在官から外務省経由で防衛庁にどういふうな情報が来たかというところについては、具体的なことはこの場でお答えを差し控えたいと思ひますけれども、この覚書の作成後、自動的かつ確実に伝達されているということで御理解いただきたいと思います。

○笹木委員 いや、やはりいろいろ問題があるんでしよう。自動的かつ確実に伝達されないという現状があるんじゃないですか。

こうした制度をとっているのはどういう理由で、どういう歴史的経緯でこうした制度になっているんでしようか。

○久間国務大臣 外交で二元外交になってはいけないというようなことから、覚書のところ、ここにも書いてあります。防衛駐在官が起案する防衛情報についてはとなっておりますから、起案する情報をとにかく、やはり外務省にちゃんと上げる、そしてそのかわり外務省もそれを防衛庁に伝える、そういうようなことになっておるわけでありまして、先ほどの先生が言われたものは、多分起案を防衛駐在官はしていないんだと思います。今ああいうふうに言いましたけれども、実際、そこがそういうような起案じゃないんじゃないかと思

いますので、そこはその覚書に基づいて云々ではないんじゃないかと私は思います。あれは、違う情報が即座にもちろん北京経由で入ってきているんだらうと思いますので、防衛駐在官が起案した防衛情報ではないんじゃないかと思っております。

○笹木委員 もう一度お尋ねをしますが、こういった制度がどういう経緯で、どういう理由で、歴史的な経緯でつくられたんでしょうか。直接防衛庁に連絡ができないという制度ですね。

○久間国務大臣 各在外公館でも、相手の国の軍隊という接する時にはやはりこちらの制服の方が情報を得やすい、そういう経験から、制服組を外務省のそういう官署に置いてもらいたいという話がありました。

しかしながら、それが防衛庁からの出向者として防衛庁の指揮命令といえますか、そういう管轄下でやりますと二元外交になってしまうというようなことから、やはりそれはおかしいということで、外務省と防衛庁の間で、やはり外務省の事務官としてそこはきちんとその隷下に入る、そういうことであるべきだということ。そうする

と、しかしながら、防衛庁が知らないままに外務省だけに行ってしまうということになってしまったならばそれもまた困るんじゃないかというようなことから、一応、外務省に入ると同時に、外務省から防衛庁に直ちに連絡をするということで、二元外交をしない、そういうようなことから今みたいな方策がとられたんだというふうに理解しております。

○笹木委員 これは、今御説明のありましたように、防衛庁とも直接の通信は行わない、そして独自の暗号も使用しないということですよ。

○久間国務大臣 他国のことはつまびらかではございませんが、他国では、そのまま防衛駐在官が例えば国防省の傘下で動いている、そういう国はあろうかと思えます。我が国みたいにそこを非常に厳格に一元化している国というのはむしろ少ないんじゃないかなと思いますけれども、その辺はまた事務方にちよつと答弁させます。

○大古政府参考人 お答えいたします。他国の武官制度につきましては、当然のことながら国によって違いがあるかと思えますけれども、一般的には、身分については軍人のまま、国防省の職員といえますか、そのまま他国に駐在するケースが多いと聞いております。それから通信につきましても、その国ごとに違うと思えますけれども、独自の通信手段を持っている国もあるというふうに承知しております。

ただ、いずれにしても、他国の駐在武官につきましても、その国の大使の指揮を受けるというのが一般的であるというふうに聞いております。

○笹木委員 ここでもう一度長官にお伺いしたいんですが、先ほど、非常に慎重な、枠をはめたような形になっているという、これはやはり歴史的な経緯もあってそうになっているんだと思えます。しかし、現実的に、今長官もお話しになったように、そこに駐在している方が直接起案した情報について防衛庁に上げられない、これは現実的

に不便なことはありませんか。

○久間国務大臣 それは無いと思えます。

一応自衛官の身分を呼称しているということにはなっておりますけれども、身分的には外務事務官になっておるわけでありまして、だから、そこで起案をして上司の決裁をもらうというのは外務省の職員の一人としてやっているわけですから、やはりそういう点では外務省に上げるのが筋でございます。それは、身分が防衛庁の職員であるならば別ですけども、駐在武官で行った瞬間にもうそこは外務省の職員になってしまっており

ますので、身分だけは、自衛官を名乗っていない、例えば一佐とか、あるいはまた将補なら将補とか、そういうのは名乗っていないことになっておりますけれども、身分は外務事務官ということになっておりますので、そこはやはり、私はそれほどの支障は生じていないと思っております。

○笹木委員 例えば制服組同士勝手に連絡をさせないとか、いろいろなことを考えてこういう制度もできてきたのかもしれませんが、確かに戦中とかそうした時期においては、例えば朝鮮駐在の軍隊が独断で越境して満州に入る、陸軍大臣も首相も陛下におおびをしたのみだ、責任の追及も全くされなかった、制服組同士のいろいろな暴走もたくさんあったんだと思えます。

しかし、もう一度確認をしたいんですが、こうした、暗号で直接やりとりができない、直接防衛庁に対して連絡がとれない、今後ともそれが改善の必要はないというふうに長官は本当にお考えでしようか。

○久間国務大臣 連絡はとり合えるわけですから、特殊な暗号を使って防衛庁とだけ連絡をとるという、あるいは制服同士で連絡をとるという、そういうことはやはり今後ともやらないという方針で臨んでおりますから、やらないと思えます。

○笹木委員 また別の機会にこの問題については取り上げさせていただきますか。

それで、非核三原則についての集中審議ということなんですが、この委員会でも、あるいはほか

の場所でも久間長官は何度か発言をされていますが、持ち込まないということについては、かすめる、三海里と十二海里ということで、かすめるということもあるんじゃないか、あるいは緊急時にそれは事後報告もあるでしょうというような発言をされておりました。

これ、もう一度ここで改めて、どういうふうにお考えになっているのか、持ち込まないということについてですが、お考えをお聞きしたいと思

います。

○久間国務大臣 持ち込むという表現そのものが非常に法令用語としてはあいまいな点がございまして、普通、法律上我が国に持ち込まないというときには、要するに税関を通過しないとか陸上に上がらないとか、そういうことでございまして、領海内をそのまま通過していく場合は、普通はそれは持ち込みという表現には当たらないわけであり

ます。

しかしながら、核の問題について議論したときには、領海も含めて、要するに我が国としては無害通航を認めない、事前協議を必ず受ける、受け

たときにはノーと言う、そういう姿勢を、法律の形じゃなくて、それを口頭了解まで含めて交換公文等で言っているわけでございまして、そのときも、重要な変更については事前協議するという

ことで、持ち込むとか持ち込まないとかいうのがその文章の中に入っているわけじゃないかというので、それでそこところが非常にあいまいなわけ

でございます。そのために国会でも何度もその質疑が交わされて、そして、我が国の姿勢として、領海内を通過する場合も含めて、それは無害通航とは認めないというようなことが持ち込まないという表現になっておる。だから、領海の外だつたらそこを通過してもそれは差し支えないということ

で、領海の外を通過しておるわけでありまして。

ただ、私がかすめるという言い方をしたのは、昔は三海里の外はそういう形でかすめて動いておつてよかつたのが、我が国の法律で三海里が十二海里になったときに、調整をしないままやって

言った、きょうは長官に、持ち込ませないということについて質疑をしましたが、非核三原則そのものについても、見直す必要はない、時代の流れの中でも見直す必要は一切ない、そう考えておられますか。

方がいいという結論になり得る確率が一番高いと思っております。

○笹木委員 絶対にそういうことを考えないわけじゃなくて、御自身も、具体的に詰めて考えていく、時代の中でどうなのかということを検討していく、そういうことですね。

○麻生国務大臣 昔から言われているから何となくオウム返しにそのままだというの、時代に合っているか合っていないかというのを考えねばならぬ立場にありますので、そういったものの議論を全く封殺して、全く外界を見ないようにして、とにかくうちがこれですからと言うだけで通用するであろうかという話になりますと、私どもとしては、いろいろな国際情勢を考えた上で物を判断せねばならぬ、もって国民の安全とか安心とかいうものを確立しなきゃならぬ立場にありますので、そういった意味においては、きちんとそういったものを、今の状況を、ただただ昔からだからというのではなくて、きちんと勉強した上でその結論に達するという努力が必要だ、私はそう思っております。

○笹木委員 余り時間がないのでこの辺にしますが、そうであれば、きょうも、集中審議ということで他の委員もこの問題についていろいろ質問をさせていただくと思いますが、ぜひ、どこかの国を意識して発言されるにしても、断片的な、こんなことを言っちゃ失礼ですが、軽口にお話にならないんじゃないかと、正式に委員会の中で堂々と、どういうふうな時代の中で見直しが必要なのか、検討が必要なのかということを述べていられるのが一番いいんじゃないか、そういうふうな思っております。

余り時間がないのですが、最後に、今、核保有議論、論議もありましたが、北朝鮮のミサイル発射、そしてその後に核実験があつて、私も、いろいろな方々、一般の方々から、不安だというような御意見とかお考えを聞く機会がありました。もちろん、北朝鮮が小型核というのはまだ少し余裕があるかもしれないとかそういう問題はあります

すが、一般国民にとって一番関心があるのは、一番さつぱ詰まった意見というのは、最悪、そうした危機というか暴発があつた場合に自分は生き残れるかどうか、やはりそれに尽きると思います。

そういうことで考えて、本気で国民の生命を守るという観点でこの危機状況を突き詰めて考えていった場合に、やはりあわせて議論しないといけないのは核シェルター、こういった問題もしっかりと議論するべきだと思います。スイスですとかオーストリアとか、いろいろな国がやっております。行政が七〇％ぐらい補助を出して、地下室、こういうようなものを整備する、そうしたこともずっとやってきたわけです。最近始めた国もあります。

国民保護法制の観点から、これは内閣府になるんですか官房になるんですか、例えば核による攻撃を受けた場合の国民の避難訓練とか、そうしたことはいろいろやったり、あるいはマニュアルができていて聞いていますが、こうしたことについて検討されたときはありますか。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

政府としては、国、地方公共団体が国民保護措置を円滑に実施することができるようになるため、国民保護計画の作成や見直し、訓練の実施、情報通信手段の整備等を推進しているところでございます。

核攻撃の際には国民を地下施設等に避難させることとしておりますが、このような地下施設等を確保するため、国民の保護に関する基本方針においては、都道府県知事等が避難施設を指定する際には、コンクリートづくりの堅牢な建築物や地下街、地下駅舎をできるだけ多く指定するよう留意することとしております。

このような基本方針の規定を踏まえ、現在、各都道府県において避難施設の指定が進められているところでございます。

○笹木委員 あわせて、新築とか改築の場合、そこに若干の補助ということも考えて、核シェルター的な地下室、こうしたものを検討することが

必要だと思えます。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それと、最後に、何か気分が重たいんですが、ちよつと前の質問でも機密情報流出の問題を取り上げました。またきょう出ているんですね、きょうまた、採決するという日に。ぜひ、一言で結構です、今までも再発防止と何回も言っている、どうしてまたなるのか。私用のパソコンを全部なくせない、急に配れない、いろいろな理屈で、へ理屈を言われますが、これはパソコンだけじゃありません。文書だつて流出しています。これは一体どうなっているんでしょうか、長官。

○久間国務大臣 本当にこれは困ったものであります。私用のパソコンを使つておつた、そのフロッピーディスクから業務用のものは全部消してしまふように言つて、本人も消したと言つていたのがそれに残つておつた、それを音楽を聞きたいためにつないだところが、ウィニーからそれが流出したというわけですね。

本当に、私は余りパソコンのことは詳しく知らないものであれすけれども、今まで過去に使つておつた私物のパソコンから、そういうディスクに業務用のものが入っている部分をどういう形で徹底して消せるのか。

これは先ほども言ったんですけれども、毎月、消したか、消したかとしつこく言いながら、消しました、本当に消したかという調子で、今度もこういうことで流出しているぞ、流出したら今度はもう懲戒免職になるぞ、懲戒処分になるぞとか、そういう形でしつこく言つて本人に何回も確認させていく以外に、過去のものについての徹底はなかなか難しいのかと思つて、私は自分がパソコンを、余りそんなことをやらないだけに、本当に頭の痛い問題でございますが、これはまた調査した上で、ほかにもないのかどうかもう一回、一回といわず、しつこいぐらいに徹底していこうと思ひます。それしかないと思ひます。

○笹木委員 もう終わります。

ろう、何度もお話ししていますが。それと、名実ともに防衛省が立派なものになるかどうかは国会の責任も重いんだと改めて実感します。

○木村委員長 次に、長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。

いよいよ防衛庁の省昇格、衆議院の委員会審議はもうこれが最後の機会になりました。創設以来五十四年ぶりに国防の任にある官庁の国家機構における位置づけが変わる、大変重要な、私は歴史的な委員会審議だというふうに思っておりますし、きょう、たまたまといひますか、与野党の理事の皆さんの御努力で、非核三原則等ということで、外務大臣も見えになって、つまりは、国家安全保障を担当するお二人の大臣が臨席している中でこの防衛庁の省昇格の最後の衆議院の質疑を行うということで、私も緊張しておりますが、質問させていただきたいというふうに思ひます。

そこで、今最後に笹木委員が触れた問題に冒頭に触れざるを得ません。

これは党内事情と言われるかもしれませんが、私たちが、我が党の中には、防衛庁の省昇格は時期尚早だ、いろいろな不祥事が起きているじゃないか、談合事件の結論も総括もきちんとなされていない、情報流出事案も続出をしている、薬物の事案もある、こういう官庁で本当に省たるにふさわしいのか、こういう議論を相当党内でやりました。慎重派の人たちは、もうきのうの最後まで慎重論を譲らなかつた。

そういう中で、私たちが、本当にいろいろな心配があるけれども、省へ昇格した上でそういうこととの綱紀粛正もきちんとやらなきゃいけないということとこれから採決に臨むわけですから、その採決の朝に、まさに水をぶっかけられるようなこういうニュースが飛び込んでくる。本当に私は憤つておりますが、皆さんもそういう意味では同じような思いなんだろうというふうに思ひます。

これは先ほど防衛庁長官も御答弁なさいました

けれども、徹底した再発防止策を講じた後にこういう問題が、しかも同じパターンで繰り返された。違うパターンならまた話は別ですよ。しかし、同じようにウイニーにこういう形でつかまって流出してしまつた。

しかも、今回、より深刻なのは、これは新聞報道ですから、もし違つていれば訂正をしていたきたいんですけれども、イラクに展開する米軍の人員配置、そのほか物資の保管状況に関する情報、これは皆さん、私たちも、イラク特措法の議論なんかで、この国会の委員会ではいろいろ質問してもいいや、それは多国籍軍の問題にかかわつておりますので情報は申し上げることはできません、アメリカ軍にかかわりますので、オランダ軍にかかわりますのでということ、委員会の審議ではほとんど情報が出てこなかった。しかし、こういう形で一般に情報が流出する。

まず、この多国籍軍にかかわる情報が出ていたのか出ていないのか、この事実関係が一点と、それから、再発防止策を徹底したにもかかわらずこういうことになった、今後の皆さんの対策、再発防止策が本当に国民の皆さんにとって信頼できるものなのか、この点について御答弁いただきたいと思ひます。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。

情報の個々、どういうものであつたかということにつきましては、従来から、この手の事案が生じましたときに、非常にマニアという方々がおられまして、情報の漏えいというのがわかつた段階である程度、非常にマニア的な方がアクセスをして、情報漏えいの範囲が拡大するということがございますので、その個別具体的な情報の内容については確認を控えていただいているというところがございます、今回も同様でございます。

〔委員長退席、寺田(稔)委員長代理着席〕
○長島(昭)委員 いや、全然答弁になっていないです。これは新聞に出てくるんですよ。

では、これは何の情報に基づいて新聞に出てい

るんですか。我々の委員会での審議は、新聞の情報以下の情報のやりとりでは成り立ちませんよ。もう一度お答えください。

○山崎政府参考人 ただいまお答えをいたしましたように、御理解をいただきたいのでございますが、個々の具体的な情報の内容について言及をするということ自体が、そういう情報を収集している方にとっては、非常にそういう活動をかえつて刺激して情報漏えいの範囲を拡大させるということとございますので、恐縮でございますが、情報の中身についての言及は差し控えていただきたいと思います。

○長島(昭)委員 全く納得できないんです。

防衛庁長官にぜひ御答弁いただきたいと思うんですが、これは国会の委員会のあり方の構造上の問題なのかもしれません。秘密会でもあれば、きちんとそういうところでやるというのが筋なのかもしれません。我々立法府としてそういう秘密会の制度の整備というのをしていかなければ、本当に靴の外から足をかくような、そういう状況になる。しかし、本当に今の答弁、防衛庁長官、国民をばかにしていると思ひませんか。もう少し適切にお願いいたします。

○久間国務大臣 皆さん方にも御理解いただきたいんですが、私は先ほどからパソコンは詳しくないと言ひましたが、こういうようなものは、あつ、そういうのが出てくるのかという形でみんながあれすると、そこにはあつと殺到するわけですね。そして、どんどんどんどん何かないか、何かないかとやつていくので、それもまた関心が関心と呼んでいく格好になりまして、あつ、みんなが殺到しているからおれも探せというような、そういう形でやつていきます。

そういう意味で、とにかく、こういうのがあつたんだというやうな、さらつとしないと消えていかなひ、そういう問題が実はありまして、そこが非常に難しいんですね。だから、秘密会とか何かで、今流れているのはこの程度なんですよ、過去の分がこういう形で出てくるんですよ、そういう

ことを本当は説明したいと思つても、それができない。

この場合も、新聞は大げさに書いていますけれども、それはどのことでは実はない。本当に秘密の情報だつたら、アメリカとも一生懸命やりとりをやりながら、どうやってこうするかということをしすけれども、それはどの大騒動にもなつていないという雰囲気の中で理解していただきたいと思うわけですね。

それを、今みたいな形で、もしここで、こういう内容でこうだつたんだというふうな話になりますと、また大騒動になつて、みんながわあつとネットに参加してくる、そういうことになる世界のようでございますので。私は、さつきから言ひますように、ネットのあれは余り得意でないのだから、私たちが、物すごく、関心を持たれ始めると、今まで全く無関心だつたのがなかなか消えない、そういうことになるようでございますので、どうぞひとつ御理解を賜りたいと思ひわけでありま

す。

○長島(昭)委員 納得できるわけはありませんが、これは、庁だから、省だからという問題ともまた違ふと思ひますので、省に今後上がつていくわけですけれども、引き続き情報の問題というのは、これだけIT社会になりましたから、どの官庁も同じでありますけれども、しかし、軍事情報というのは人の生き死にに直接かわる問題ですから、取り扱いについては本当に気をつけていただきたいと思ひます。

また、国会での、情報の行政府と立法府のやりとりについては、また別途制度を本当に整備していかなければ、国民の信頼にもたえられないし、国会によるシビリアンコントロールということにも実効性が上がらないので、ここは私たちの責任でこれから制度改革していききたいと思ひます。それでは、通告をした問題について質疑をしたと思ひます。

きょうは、せっかく外務大臣お見えですから、一つ、六カ国協議の話だけちよつと冒頭にお伺い

したいと思ひています。

けさの新聞によりますと、米朝中の三方国の非公式協議が北京で行われて、進展なく協議は終了した、北朝鮮はそこで話し合われたことを持ち帰つて回答する、こういうことなんですが、実際今どういう状況になつてゐるのか。

六者に復帰するといふなり北朝鮮が言つたときは、意外と樂觀的なムードが漂つていて、年内にも六者協議が再開するんじゃないか、こう言われていたわけですね。前回の外務委員会での質疑で私も外務大臣に質問させていただきましたが、これは、北朝鮮が追い込まれて六者協議に参加すると言つたのか、それとも余裕の姿勢で、いろいろな戦略的計算に基づいて復帰してきたのか、そこを見きわめる必要があるというふうな申し上げたのですけれども、どうも見てみると、また時間稼ぎをしているような、しかもまた条件闘争をしているような、これは明らかに、追い込まれて六者協議に復帰しようとしているのではなくて、彼らなりの計算に基づいてやつてゐるようなんですけれども。

これ以上私たちが振り回される必要が本当にあるのかどうか、これも含めて、今回の非公式協議の結果についての外務大臣の御評価を伺いたいと思ひます。

○麻生国務大臣 けさ、金桂冠が帰国をしておりまして、ヒル国務次官補も、それぞれ本国に帰国をいたしております。

今現状として、具体的に六者会合の日程がいつまでにとつた話が決まつたわけではありませんが、ただ、長島先生も御存じのように、私どもは、この六者協議がいつ開かれるように、六者会合の中身の方が最大の問題でして、あした開かれても、その内容が何もないのでは何の意味もありませんので、これは、協議をすることが意味があるのではなくて、協議の果実、内容が何を得られるかが最大の問題だと思つております。

したがって、今回の会合の中で、アメリカ側といふのは、アメリカ、中国、日本、韓国、いろいろ

ろ打ち合わせた上で、五者の内容として、これが六者協議に復帰するときの条件というのに対して、向こう側は、核保有国としての認知を等々いろいろな話があつておりますので、最初から立場なり話が合っているわけではありせん。したがって、そここの開きがあるというものは、最初から予想のついたところでありませう。

ただ、今回の場合は、国連決議の一七八やら、また六者協議に基づく決定というのがありますので、日本は、それプラス、万景峰以下、輸出入の、いわゆるこつちに対して、物の輸入の禁止、人の出入りの禁止等々、禁じております。また、その他の国々もいろいろな制裁に参加をしておりますので、その枠は今までと違つてほとんどほとんど締まつていくのであつて、ただ現状が、今までの間で、向こうがそれで時間稼ぎをするのとその枠が締まつてくるのとの間の、どちらの方がより効果が大いにかといふところはなかなかはかりがたいところですが、極めて厳しい状況になりつつあるのは先方も同じと思つております。

したがって、私どもは、いついふまでに開くより、状況がかなり厳しくなつてきたと思つて分析をいたしておりますので、その効果が、より効果をさらに高らしめるというところが大事だろうと思つておりますので、ここはちよつと辛抱強いかなにかぬところかなと思つております。

○長島(昭)委員 確かに、六者協議はゴールではない、そこから北の核の放棄をどうやって結論づけるかといふことに尽きるんだらうと思ふんです。

そこで、一点確認をさせていただきたいんですけれども、私どもは、北朝鮮は六者協議に核保有国でない立場で復帰しろといふことを言つていて、アメリカはそれについては何も取引をしないといふことだといふふうに理解をしていたんですが、これも新聞報道ですから、もし間違つていたら訂正していただきたいんですけれども、ヒル國務次官補が北朝鮮側に対して、寧辺の原子炉の核施設の凍結、IAEAの査察官の受け入れ、そ

れから核兵器と核物質を含む核関連プログラムの誠実な申告を要求した。そして北朝鮮側は、いや、その前に米国が敵視政策をやめるのが筋だろう、その敵視政策というのは金融制裁あるいは国連の制裁、あるいは、もう少し善意な、核放棄の見返りのエネルギー支援など、こういうものを要求した。

こういう話は六カ国協議の中でやるのかと思つていたんですが、どうもこの非公式協議の中でこういう話をしていふ。ということは、六者協議に復帰する前にこういう取引をして、ある程度道筋をつけてから北朝鮮を六カ国協議に引き戻そうとしているのか。ちよつと私も認識がどつちなのかわからなくなつたのですけれども、現状、どういふ状況なのか、御説明いただけませうか。

○麻生國務大臣 そもそも北朝鮮の場合は、アメリカと直接交渉をしたいというのが本来の希望であります。それに対してアメリカは、過去、直接交渉したことがあります、その結果、簡単に言えばアメリカはだまされたといふ意識だと存じます。これは、マデレーン・オルブライトの時代、カーターの時代、いずれもそういう結果を生んでおります、クリントンの時代を含めて、クリントンの時代にそういう記憶がありますので、したがって、それは断固避けたい。六者協議の中で二者でやるというならともかくもといふ話になつておるといふのが、そもそも話が違つてきておると思つております。

間に立つております中国が、中国を間に入れたところで、米中朝で非公式にといふ話をやつたのが今回交渉になつていふ、いろいろな経緯がその背景にある。もちろん、そういうことをやることに對しては、韓国も日本もある程度知つた上での話で話が進んでおりますので、今言われたように、今三者で、いろいろ挟んで、バイでやるとだまされるため、必ず一人そこに証人が立つてといふ形で話が行われつたところだといふぐあいに理解をしておりますので、六者協議に至るといふことは、ある程度こちらの条件、すなわちIA

EAの査察等々を認めるとか、核保有国としてはこちらが認めていないといふことを認める等々の条件といふものを踏んだ上で出てくる形にならうといふような感じがいたしております。

○長島(昭)委員 米朝バイだとだまされてしまうから、もう一つ入れると。しかし、中国はアメリカ寄りといふよりは北朝鮮寄りですから、二対一にならないことを祈るばかりなんですけれども。いずれにしても、日本側の主張はぜひ外務大臣の方から他の五カ国にきちんと伝えて、日本だけまた置き去りにならないような、そういう方策をぜひ模索していただきたいと思ひます。

それから、通告いたしましたMD、ミサイルディフェンスについて、きようは官房副長官もお見えいただいておりますので、これも確認をさせていただきますと思ひます。

前回の安保委員会の質疑で私も質問させていただいて、前田委員も質問させていただきましたが、事の発端は、ワシントン・ポストに対する総理のインタビュー記事の中で、米国向けの可能性があるミサイルについて、ミサイルディフェンスで撃ち落とすことが集団的自衛権に当たつてできないのかどうか研究しなければならぬといふふうの言及されたことが発端になつて、そして、塩崎官房長官がその問題について記者会見で問われて、○三年の十二月十九日に発表された福田官房長官の談話、第三国の防衛のために日本の配備するミサイルディフェンスが用いられることはない、だから集団的自衛権の問題は生じませんといふた談話との整合性について問われて、それを含めて議論しようと思つておつたといふの、鋭意議論していかうといふことだといふことなんです。

一点、質問は、それが技術的に可能な話であれば、もちろん、集団的自衛権をめぐる政府解釈の見直しも含めて、同盟国関係を強化するために検討していこうといふのは、私はある意味で筋の通つた議論だと思ふんです。しかし、防衛庁長官に何度私が食ひ下がつて伺つても、技術的なそ

ういう可能性は非常に薄いと。防衛庁長官は記者会見で、塩崎官房長官の発言について、どのようなことを想定しているのか意味がよくわからない、こつちやつていふんです。

きようは、官房長官御自身ではないんですけれども、官房副長官のお立場で、意味がよくわからないと防衛庁長官に指摘されている、その点についてぜひ説明をしていただきたいと思ひます。

○下村内閣官房副長官 お答えいたします。

まず、安倍総理が述べられていふのは、政府としては、これまでの憲法解釈や国会における議論の積み重ねを十分に尊重しつつ、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロとの闘いといった国際情勢の変化や武器技術の進歩、我が国の国際貢献に対する期待の高まりなどを踏まえて、日米同盟がより効果的に機能し、平和が維持されるようにするために、いかなる場合が憲法で禁止されている集団的自衛権の行使に該当するのか、個別具体的な例に即し、よく研究してまいりたいといふふうの述べたものでございまして、塩崎官房長官はこのような立場から、米国に向かうかもしれない弾道ミサイルを我が国のBMDシステムで迎撃する場合についても、今後議論していくことにならうとの考えを述べられました。

これは、一つの個別具体的な例としての研究といふことでの、ある意味では理論的な考え方にとつたものでございまして、また、武器技術の進歩という観点から、そういう理論というのは議論上も成り立つのではないかといふふうに理解をしております。

〔寺田(稔)委員長代理退席、委員長着席〕

○長島(昭)委員 官房副長官、失礼ですが、防衛庁長官とこのことについてお話しされたことはありますか。

○下村内閣官房副長官 直接お話し申し上げたことはございませうが、長官の発言は理解をされているといふふうに思つております。

○長島(昭)委員 長官の発言というのは、技術的に難しいといふ発言ですね。

では、技術的に難しい話を、何で今から論理的な研究をしなきゃならないんですか。その必然性、必要性をお答えください。

○下村内閣官房副長官 現時点での技術の問題と、また技術開発、発展というのはあり得ると思いますし、理論上は、議論することについては問題ないのではないかと思います。

○長島(昭)委員 議論をする必然性の話をしているんですよ。

私は、断っておきますけれども、こういう集団的自衛権の解釈の見直しについてはぜひやるべきだと思っています。事例研究で、MDがある、周辺事態における協力もある、いろいろな分野があるということはよくわかっています。ですから、なるほどな、そういうラインで研究を始めるんだなというふうに最初は思っただけです。

ところが、防衛庁長官に伺うと、今、日米の間で共同研究をしている、そういう技術研究をして、そして開発段階に入っている。それが九年たつても、防衛庁長官の御説明によると、例えば日本海にイージス艦を浮かべて、そしてアメリカ向けの弾道ミサイルが発射された後、ミッドコースでこれをとらえて迎撃することは技術的に、ミサイルを追つかけていくような話だから難しい、こういうふうにおっしゃっているんですよ。

そうすると、政府が今研究を論理的にしようとする、そしてアメリカ向けの弾道ミサイルを撃ち落とすことが日本でも可能だという、その想定されているミサイルディフェンスというのは、どういうミサイルディフェンスなんですか。

○下村内閣官房副長官 基本的に、塩崎官房長官が記者会見で発言されたことにおいても、技術発展という前提の中での話であるというふうに理解しております。

○長島(昭)委員 その技術発展にも限界があるわけですよ。人間が自動車より速く走れと言われても無理でしょう。それと同じで、どんなに技術を開発しても、論理的に難しい、科学的に難しいことはできないんですね。不可能なんですよ。

そういう不可能なことを研究の対象にするというのは、さっきの軽口という話もありましたけれども、何か勇ましいことを盛んに並べて、さもできるかのように言うというのは、これは防衛庁長官、他国から見たら多少誤解を生ずる話になりますよね。長官、ぜひ答えてください。

○久間国務大臣 日本に今配置しようとしておりますミサイル防衛システムでは、これは難しい。将来、技術的に高度の迎撃ができるようなことになりまして、今言うように、日本海に置いておいたもので追つかけるというのは難しい。しかし、例えば日本のイージス艦がまた太平洋のハワイ近くにおつて、そっちに行っているぞというところでやったら、それは可能といえば可能ですよ、そういう技術が進めば。

そういう意味で、集団的自衛権の範囲をいろいろ議論するときには、こちらからのものをそういうふうにして、自分の情報を自分の国のイージス艦に教えてそこで迎撃して、アメリカの手をかりなくて途中で太平洋上で落とすということは可能だけれども、ミサイル防衛システムというのは大体迎撃撃つというシステムですから、追つかけて撃つというようなことはまず考えられないわけであります。

だから、そういうことも踏まえた上で議論すること自体は構いませんが、それだと、こっちから自分の船で撃つよりも、情報を提供してアメリカが構えている船で撃つ方が現実的ですから、そういうことも踏まえながら、やはり議論を舞台上に上げるなら上げてもらいたいという思いもございします。いずれにしても、議論の種としては、それはあり得ると思いますけれども。

○長島(昭)委員 官邸に帰られたら、今の防衛庁長官の見解をぜひ伝えていただきたいと思うんですよ。

というのは、前回、まさにこの委員会で防衛庁長官と質疑をして、日本海ではなくて西太平洋にイージス艦を展開したら、あるいは九年後、技術革新によって迎撃が可能かもしれないという話は

出たんですよ。

ですから、単に集団的自衛権の法律の解釈とかそういう話ではなくて、日米同盟関係というものを今後どういう戦略のもとで発展させていって、その中には、日本が、単に日本海にイージス艦を浮かべるだけではなくて、西太平洋でもアメリカ軍と一緒に活動していくような、そういうことも展望に入れた上でアメリカ向けのミサイルに対する日本の迎撃体制を整備していく、そのときに集団的自衛権の問題がどうなるか、こういう議論を展開していただかないと、言葉だけが先走って、非常にその形が見えてこない無責任な議論に聞こえるんですよ。ぜひそこは注意していただきたいというふうに思います。

さて、きょうは最後の機会なので、本題といいますか、防衛庁の省昇格の問題に移りたいと思います。もう時間も限られているんですけども。私が、前回の質疑の中で石破元長官が指摘をされた、石破委員の言葉をかりると、内幕一体、つまり、内局、背広の人たちと、幕、制服の自衛官と一体となって仕事ができるようなそういう環境をつくっていくべきではないか、現在の形がベストではない、これからの課題はそういうところにある、私も全く同感であります。

何回か前の質疑の中でも少し触れさせていただきましたが、ことしの夏に、安全保障委員会として、前委員長の浜田委員と一緒にドイツに視察に行きました。そこでドイツの国防体制についてブリーフを受ける機会がありました。大変参考になりました。一つは、この内幕一体、そういう意味でも参考になりましたし、もう一つは、私たち民主党が一番気にしている、軍隊の海外任務について議会がどういうふうなコントロールしていくか、こういう問題でありまして、こはひとつ紹介というか、私たちが学んできた知見を委員の皆さんに、せっかくの機会なので披露させていただきます。

ドイツ連邦軍というのは、みずから連邦議会のための軍隊というふうに銘打っているんですね。

これは本当に私も、この一言は感動いたしました。冷戦後の海外派遣については、NATO域外への派遣については九四年の憲法裁判所の判決で合憲ということになりました。その後、コソボの爆撃までアメリカと一緒にドイツ軍はやったりしてきたんですけれども、そういう実績の積み重ねと同時に、制度的にもきちんとこれを議会でコントロールしていくじゃないかということで、制度を、二〇〇五年、去年の二月に、議会関与法、そういう法律をつくって、武装した兵力が海外に派遣される場合には連邦議会に事前の承認を求める必要がある、事前の承認が必要になった、こういう法制度が確立したんですね。

それで、法律ができて、ああよかったという話ではなくて、しかも、この法律に基づいてメカニズムができていますね。そういう議会承認、政治的意思決定あるいは軍を動かしていくメカニズムが非常に詳細に決まっています。例えば一例を申し上げると、ドイツが関与するべき国際紛争が勃発した場合に、まず安全保障会議が招集されます。これは日本と同じような関係の安全保障会議。そして、官邸を中心に、国防省、外務省など政治レベルの意思決定のメカニズムがそこからスタートするわけですが、同時に、連邦軍総監のもとにある統合作戦司令部を中心に、その作戦に係る予算、人員の確保、派遣の期限、規模、そういうものの作戦計画が同時に練り上げられ始めるわけですね。そして、直ちに連邦議会の国防委員会及び外交委員会にこの議案が諮られるんです。そして、少なくとも三回の委員会審議を行うようになっておりまして、そして、その委員会の結果、連邦議会が承認をして初めて派遣命令が下される。非常に、意思決定のメカニズム、計画策定のメカニズムが同時に動きながら、最後に議会の承認という形で結実をする。例えばこの前のレバノンの国際部隊への連邦軍の派遣については、計画策定から議会承認まで四週間かかって、その四週間の中にちゃんと連邦議会での委員会質疑というのが行われて、情報公開もきちんとなされている。

これは本当に、これから本来任務化されていく国際平和協力活動ですけれども、こういうメカニズムを行政府、立法府共同で、与野党なく私たちはこれからつくっていくかなきゃいけないという、これが一点です。

それから、もう一つ私がドイツで感動したのは、内幕一体なんですか。

このドイツの組織は、皆さんも御存じだと思いますけれども、日本と同じように、内局と連邦軍の総監部というのがあるんです。連邦軍総監部、ここがいわゆる軍令、内局が軍政、そういう形のすみ分けがなっているわけですが、内局には、人事・厚生・総務局、それから管理・インフラ・環境保護局、法務局、予算局、装備総局、これが内局なんです。ところが、連邦軍総監部に七つの局があつて、第一局が人事・教育、第二局が軍事情報、第三局が防衛政策・軍備管理、第四局が兵たん、第五局が作戦、第六局が計画、第七局が組織・指揮支援、ここに制服とシビリアンの背広の人たちがまさにベストミックスで、この連邦総監部の今言ったような実質的な軍令にかかわる分野を共有して一緒に仕事をしています。日本の場合にはそういうふうにはまだない。

こういう状況をこれからどうやってつくっていくかという意味で、御質問申し上げたいのは、平成十六年に石破委員が防衛庁長官をなさったときに、いわゆる石破改革というのをやった。一昨日の石破委員の質問を聞いてみると、なかなかその改革にはまだ納得しておられないようなところがあるので、私もちょっとそこをフォローアップしていきたいと思うんです。

防衛白書を見ると、防衛庁長官を補佐する機関に内局と統幕、統幕はことしから統合運用が強化されましたので、内局と統幕が車の両輪だというように記述で書かれているんですね。この前の参事官のときの富井参事官の話でも、文官と武官が協同して共存していくためにこういうことが必要なんだ、こういうことなんですけれども、それに

加えて、もう一つの補佐機関がありますね。これが防衛参事官という制度です。この三つの機関の分掌がちょっとあいまいなんです。

法律を見るとよくわかるんですけど、設置法の第九条に「防衛庁に、防衛参事官を置く。」これは内局の上に置くことですね。内局に超然とする形で防衛参事官というのを想定していますね。そして、その二条後の十一條の三項に、今度は内局の「官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。」というふうになっているんですね。

この前の質疑で、たしか西川官房長がお答えをいただいたように、防衛参事官というのは専属的な所掌事務を持たずにフリーに長官を大所高所から補佐していく、だから必要なんだと。でも、所掌を持つていないじゃないですか。官房長及び局長、四局あつて四局長でしょう。この論理矛盾は甚だしいと思うんですね。ここをどういうふうに説明されるんでしょうか。

○久間国務大臣 防衛庁長官を補佐する者として防衛参事官を置くという形で、防衛庁長官を参事官で取り囲むような、そういうことでスタートしたわけでありまして。

ところが、やはり組織ですから局がある、だから局長に参事官をもつて充てるというふうになつておるわけですが、これは防衛参事官をもつて補佐するというふうな、それをそのままやるのはいいかどうかという問題と、それから、各局長を参事官をもつて充てるという形で、制服は充てられないというふうな逆に読めるわけですね。それがいいのかどうかというのを、私が前の長官のときに、特にあの当時は教育訓練局というのがあつたんですよ、今は名前が大部分変わりましたが、教育訓練局長は制服の方が、教育の実際の指揮者としてはいいんじゃないかと思つたんですけれども、参事官制度があつて、しかも参事官をもつて充てるという十一條があるためにできなかった。それを変えようと思うと、ほかの法律を一生懸命国会にお願いしているときに、そういうことはもう間に合わないで、結局あきらめた経緯

緯があります。

だから、これから先、防衛庁が省になった後に、戦後でできた今の組織がそのままいいのかわかると、議会も含めていろいろと検討してもらいたいという思いはございます。

そしてもう一つは、今までは、議会にかけますとなかなか、逆に混乱するものだから遠慮していた点もありますけれども、先ほど言われましたように、これはだれが政権をとろうとも、どちらがとろうとも、与党、野党関係なく、国防の問題というか、こういう安全の問題については、もう本当にそういうのを抜きにして、国益に何が合致するのか、そういう観点から本当に議論していただく必要があるかと思うんです。

そのとき一番困るのは、日本の場合には二院制で、衆議院だつたらこうだけれども参議院だつたら違ふとか、そうなたときに、国会の承認といつたら両方とらなきゃならないんですよ。ところが、政府というのは大体衆議院でもっているわけですね、衆議院が過半数をとれなかつたら政府そのものが成り立たぬわけですから。政府がやらなきゃならぬと判断して、衆議院がよし、やるべきだとなつたときでも、参議院で反対になつたら何もできない。そういうところから、国会での承認というのがあるのか。不承認を得たときはとなればいいと思いますけれども、そういう問題も含めて、これから先やはり議論を本当にしていきたいなと思つております。

○長島(昭)委員 元長官も現長官も、この制度については変える必要があるというふうに感じておられる。ほかの法案があるからエネルギーを割かれてしまふ、これもよくわかりますが、次の課題は私はここだと思うんですね。

しかも、九条と十一條がこうやって並列で書いてあるところを見ると、しかも「防衛参事官の定数は、政令で定める。」と。今は十から八になつたんですね。八というのは非常に微妙な数字で、官房長がおられる、それから四局長がおられる、五房長がおられる、残り三を陸海空で出したらどうですか。その方がよほどの制度に合致した改定だと私は思います。いかがですか。

○木村委員長 防衛庁西川長官官房長、時間が来ておりますので、簡潔に願います。

○西川政府参事官 先ほど先生、その前の問題のところで論理矛盾のなところというお話がございましたけれども、そのところ、いわゆる参事官としての助言機能というのがございます。その場合には、自分の所掌を離れた形で言つてくださいます、こういうことを我々は期待しているところで、まずはそういう趣旨でございます。

現実には、例えば人事教育局長に、この間ちよつと言葉足らずで失礼しましたが、マンパワーの検討なんかを言つておりましたが、現在、防衛庁の人的側面についての抜本的改革に関する検討で、広くいろいろな分掌にわたるものを、いわゆる局長の域を超えたところの部分を参事官としての仕事としてやつてもらふ、そういう格好のものをやつておるところが一つございます。

今先生御指摘の後段の方の、三つに分けてというこの話でございますが、参事官につきましては、長官の指示によりまして、現在、例えば国際とかでございますが、無任所で三名、そこは制服、これもちよつと別の議論がございまして、今は我々そういうことを考えず、今はITとかそういう格好の必要性を認めてやつておるところでございます、直ちに変わるということでは今考えてはおりません。

○木村委員長 長島昭久君、簡潔に願います。

○長島(昭)委員 これは法律ですから、私たちが議論して変えていくという結論を得れば、これは変わるんですね。必ずしも局長が充て職でやる必要もないと思いますので、政治任用をここに入れる、そういうアイデアもあると思います。

これは本当に長官、省になつても抜本的な、それは内局のポストで残しておくというふうな発想ではないんだと私は思いますので、よりよい国防体制というものを築いていくために、これは立法府、与野党なく議論して、いい法律をつくり

ますので、ぜひ執行をよろしくお願いいたします。
 ありがとうございます。

○木村委員長 次に、山口壯君。

○山口壯 委員 民主党の山口壯です。

私も、二年間ですけれども防衛庁の内局にいた者として、今いろいろな議論を聞いていて、シビリアンコントロールというもののとらえ方が幾つか切り方があるんだという気もしました。

昔は、私も行ったときに、急に部員と言われたから、部員とは何のことだろうとびっくりしたんですけれども、ああそうか、参謀本部員と昔あったから、それを部員と言う名残があるんだとうなと。では、今何でそう言っているんだろう。結局、内局が、いわゆる制服の人に対するシビリアンコントロールという気持ちも、まあなかなか言いにくいだろうけれども、そういうことも名残としてあるのかなと。

しかし、例えばシビリアンコントロールといった場合には、外務省は外務省で外交の防衛に対するコントロールもきかせたいだろうし、だけれども、シビリアンコントロールを一体何ととらえるか、ここは本当に大きな問題というかポイントが含まれていますね。

最初に、久間大臣、シビリアンコントロールの本質、一言で言ったら何になるんでしょうか。

○久間国務大臣 一言で言えば、軍事に対する政治の優先ということだと思います。

○山口(壯)委員 政治の優先という場合に、大臣は、国会というものとして考えておられるか、あるいは政治家というものとして考えておられるか、これはどっちでしょうか。

○久間国務大臣 最終的には、国民によって選ばれる政治家によって構成される国会というのが最高のいわゆる、権力とは言いませんけれども、最高の決定の、シビリアンコントロールの最終だと思っています。

しかしながら、だからといって国会の承認を全部受けなきゃいけないかというと、その国会によって選ばれた内閣があつて、その内閣が法律に

基づいて行政をやっているわけですから、法律によって縛られ、予算によって縛られ、そういう内閣が行うことについて全部国会の承認をとらなければならぬかというような、そういう議論がえてしてなされますけれども、そこまでをもつてシビリアンコントロールとは私は思っております。

○山口(壯)委員 麻生大臣はいかがですか、先ほどの答弁。

今、久間大臣から、最終的には国会のコントロールというものがシビリアンコントロールの意味だけれども、いつもいつも国会の承認をとつていては大変だから、ある意味では、その国会の多数をとつて内閣が責任を持つてやるところに意味があるんだという御答弁だったと私は理解しますけれども、それでよろしいですか。

○麻生国務大臣 シビリアンコントロールの定義についての御質問なんだと思いますが、いわゆる軍に対して政治の優先と言われましたけれども、軍に対する民主主義的な政治統制というのが多分正確な答えかなと思います。

ただ、今防衛庁長官が言われましたように、これは事を急ぐ場合もありましようし、日本の場合は二院制というものがあつたので、そういった意味ではなかなか、今言われたように、この問題についてはきちんとしたあれをやらないと、ちよつと急ぐ場合というのが必ずありますので、非常事態とかそういった有事に当たりまして態勢が、反応がすぐれるということとは十分にあり得る可能性だと思っております。

その意味では、いわゆる国民によって選ばれた国会議員が防衛庁長官をしておるということになりまうので、その形をもつて、専門職に当たつておるその人をもつて直ちに反応を示さねばならぬという有事というところに対しての対応というのには、結果的にみんなで議論して三週間たつたらすべてが終わつていたでは話になりませんから、そういった意味では、今言われたような有事に対しての考え方というものはきちんとして持つてお

く必要があろうと存じます。

○山口(壯)委員 今、久間大臣あるいは麻生大臣から、国会のコントロールというものが一番の根源だけれども、緊急事態についても想定しなきゃいけないからということがありました。私は、この点でやはり参考になるのは米国会という気がします。

先ほど長島議員から議院開会法というドイツの例もありました。結局、あれは国会の承認ということに非常に重きを置いた法律のように私は今の質疑を聞いていて理解しました。

米国について、今どういう仕組みになっているのか、そこについてはいかがでしょうか。まず麻生大臣、いかがですか。

○麻生国務大臣 もう山口先生御存じのとおり、アメリカの合衆国憲法上は、議会が軍に対する予算権限というものを有していることとか、大統領制であつてちよつと議院内閣制と違いますので、大統領が、合衆国軍隊の最高司令官を兼ねるとすけれども、合衆国軍隊の最高司令官を兼ねるということを規定していることなどがありまして、そういった形でシビリアンコントロールが確保されている。大統領にかかつてその責任が集中している状況というのは、日本とかなり違っているかなとは存じます。

○山口(壯)委員 今、麻生大臣のポイントは、選挙で選ばれた大統領が最高指揮官だからシビリアンコントロールは成り立っている、こういうポイントだったと思います。

大臣、一つ大事なことがあるんですよ。一九七三年に、いわゆるウオー・パワーズ・アクト、戦争権限法と呼ばれているもの、これは、ベトナム戦争での教訓を踏まえて、議会の承認なくしては、たとえ選挙で選ばれた大統領であつても軍隊を勝手に動かさない、こういう趣旨です。詳しく言えば、宣戦布告、日本の場合は宣戦布告ということとはないわけですが、宣戦布告を行ひ得るのは大統領じゃないんですよ、議院なんです。すごく我々はこの点に関しては新鮮に感じます

ね。

そして、合衆国軍隊の最高指揮官たる大統領、いかにここをコントロールしていくかという、言つてみれば、民主主義の知恵がそこに組み込まれているわけですね。民主主義というのは非常に手間のかかるものです。幾層にも幾層にもチェックをかけていく、これが民主主義ですね。したがつて、我々としては、例えば米国会がどういう知恵を積み重ねてきたか、一つの参考になると思うんですよ。

議会による正規の宣戦布告なしに大統領が米軍を戦闘行為等に投入する場合、議会への四十八時間以内の報告の提出を義務づける、これは最初にほんとまず報告を義務づける、とともに、次が大事です。議会による宣戦布告または特別制定法による授權のない限り、六十日以内に撤退させなければならぬ。やはりこういう歯どめをかけているんですね。最終的には議会の承認なくしては軍隊は動かさない、こういう歯どめの法律、きつとつてはいるわけですね。

日本の場合には、今、シビリアンコントロールは何かと私がお尋ねしたことに對して、ある意味で久間大臣の、あるいは麻生大臣の考え方です。別に法律にそれが定められているわけでもないと思ふんです。その点はいかがでしょうか。日本については、こういうことは法律でどういうふうに定められていますでしょうか。

○久間国務大臣 アメリカと日本の違いは、一つは、アメリカは大統領が直接制によって選ばれる、議員はまた片一方で選ばれて、要するに、民主主義で選ばれるのが二つ、二つの流れがあるわけですね。その調整をするためにそういうような仕組みをとっているわけですね。日本の場合は、選挙で選ばれる国会議員によって、議院内閣制というのは、内閣はその延長線にあるわけですから、そういう意味では、本来意思が二つに分かれるということ自体がおかしいということになるわけですね。だから、そこが、日本の場合も、上院と下院とで意思

が違つた場合には二つに分かれることはあり得るわけですが、内閣、政府は、衆議院によって選ばれたその人が内閣総理大臣として行政をつかさどる、そのところとの関係をどうするかという問題がありますけれども、本来は、内閣が違つたことをしたら、国会の意思と違つたら、内閣不信任案でひっくり返せばいいわけですから、そこがアメリカとは基本的に違うということも知っておいていただかないと。だから、うちは、どちらかというとイギリスを念頭に置きながらどういふふうに考えるか。

ドイツの場合も、連邦ですから、直ちにドイツの連邦制をもって、それをそのまま日本のあれに当てはめられるかどうかはわかりませんけれども、先ほど聞きながら非常に参考になったなと思ふのは、海外に派遣したりなんかするときに、やはり今までだったらもう議院が真つ二つに割れておつたのが、一緒になつて議論できる雰囲気ができ上がつてきた今日においては、それは一考に値するんじゃないかなと思つて聞いておつたわけがあります。だから、そのところも、ちよつと違ひもございませう。

○山口(壯)委員 今、アメリカと日本の違い、それはそうです。他方、国会の多数をとつた政党が内閣を組織して、そしていわゆる防衛についても任を有する、あるいは外交について任を有する。したがつて、ある意味でチェックが少なくなつてゐるわけですね、議院内閣制であるという特色ですから。したがつて、どういふふうなチェックをかける仕組みを我々は整えていかなければならないかということがありますよということを私は力説しているわけです。このことについては特に異論はありませんか。

○久間国務大臣 その点についてはよく理解いたします。

○山口(壯)委員 そして、今この新しい省界格法案というものが出てきているわけですが、うちの党でも大分議論をして、私も最後まで本當に取りまとめに正直汗をかきました。そんな中で、

やはりイラクのことについて大変気にしている人もいろいろですね。

イラクについて、今、結局、戦争の大義とされたことというものを、一体どうなつてしまつたんだらうという一回ちよつと振り返つてみた場合に、一体イラクの戦争というのは何のためにやつたんだらうと。結局、ちよつと結論を急ぎ過ぎかもしれないけれども、冗談みたいな話が出ているわけですね。フセインを戻した方がずっと平和じゃないかというひびきが出てきている。確かに、六十万人死んでしまつたというのがある。NP Oの調査で出ていましたけれども、結局、一体何で死んだんだと非常に疑問に思つてゐる人たちが出てきているということですね。

まず麻生大臣、イラクの戦争について、一体大義は何だつたのか、どうお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 イラクの場合は、約十二年間でしたかにわたりまして、累次の国連の安全保障理事会の勧告という決議といふものを無視し続けて、また、国際社会としては、たびたび与えた平和への機会、チャンスといふものは同じくこれを無視し続けて、そういった国際社会のいろいろな提案に対して最後まで反応しようとしなかつたという状況の中であつて、日本としては、あれはたしか安保理決議によつてとられた決議といふものを支持するということだつたと思つておりますので、これは、私どもとしては、国連の一員としては正しい行動であつたと今でも思つております。

今、それ以来、結果としてその中には、仮にも憲法ができ、その憲法によつて議会、議員が選ばれ、そしてそれによつて大統領、内閣がそれぞれつくられていふ形で、民主主義といふものに向かつて歩み始めたばかりのところだと思ひます。内乱が続いておる、内乱といふか内乱に近い状態になつてゐる、いろいろなものが起きてゐるの事象。しかし同時に、それに対して、いろいろな鎮圧、もしくは鎮火、もしくはそれを静めるためのいろいろな努力が今なされてゐる最中だと思つておりますが、少なくとも、フセインがいたままの状況で、スンニ派といふか、少数の宗教派閥が大多数の宗派を抑え続けている方がよりよかつたのかといふところが意見の分かれるところ。抑え続けていたけれども、抑え続けていた方が戦争で死ぬ人は少なかつたかもしらぬということになり得るんだと思ひます。

しかし、傍ら、今、産みの苦しみだとは存じますが、少なくとも、少なくとも議会制民主主義といふものが定着していくまでの段階としていろいろな混乱が続いておるといふ状況ではありますけれども、我々としては、少なくとも自分たちでつくつた憲法で自分たちでつくつた政府なんですから、その政府がうまく作動するように支援をしていくという形になるのが正しいんだと存じます。

○山口(壯)委員 この場合の二つの目的は、大量破壊兵器とアルカイダとの関連だつたはずですね。圧制をしいていたから、スンニ派とかシーア派、そういうあつたきがあつたから戦争したことにはなつていません。大量破壊兵器があるだろう、幾つものでつち上げの証拠が今となつては明らかとなつてゐる。当事者すらからも、メディアで話す人すら出てきています。この間の中間選挙はその最たる証明です。アメリカの政治がいかにパランス感覚がとれてゐるかといふ氣もしました。これは、とり方はいろいろあるでしょう。

○麻生国務大臣 大量破壊兵器は何か見つかつたか。のクルド民族の大量殺人が行われたといふのは事実です。

○山口(壯)委員 今回何発見つかりましたか。

○麻生国務大臣 化学兵器を使つて、マスタードだつたか種類は忘れましたが、少なくとも、クルドと言はれる北方の、いわゆる種族が違ふ、一つのイラク人ではありますけれども、北方におりますクルド民族のところに対して、いわゆる大量化学兵器を使つて大量の殺人が行われたといふのは間違ひない事実でありますので、その大量化学兵器を含めて、それが無いということを証明する証明責任はイラク側にあつたというように理解しております。

○山口(壯)委員 今、占領して、何発見つかりましたか。化学兵器も含めて何発見つかりましたか。

○麻生国務大臣 私はその内容を寡聞にして存じませんけれども、使つたのは事実であります。(山口(壯)委員「今回何発見つかりましたか」と呼ぶ)

今回何発見つかりましたかといふことを、私はその数字を知つてゐるわけではありませんと答えております。

○山口(壯)委員 軍隊を動かして、しかも戦争をして、そしてその目的であつた大量破壊兵器が何発あつたかわからない。

これは大臣、答弁になつていない。なつていないですよ。知りません、ちよつと待つた。知りませんといふことはしないでしよう。戦争をして、日本はそれを支持したんでしよう。それに対して、それは知りませんといふ答弁は成り立たない。成り立たない。このことについて、しつかりした答弁をお願いします。

○麻生国務大臣 そんな年はとつておりませんので、大きな声を出さなくても聞こえますので。

一九九九年、一連の国連大量破壊兵器特別委員会、UNSCOMより報告といふのが上がつております。それによつて数字が出ておりますが、二〇〇三年三月六日、国連査察団の報告により記述された疑惑の主な例として、炭疽菌、サリン、約一千倍の危険がありますもので、一万リットルが廃棄されず残つてゐると考えられるといふ報告に基づいて、マスタードは、致死量は小さじ一杯で、きくようなものですが、化学爆弾約六千五百発、主にマスタード約一千トン、VXガスといふものが、三・九トン生産したが、廃棄については検証できていない等々の数字が挙がっておりますのは御存じのとおりであつて、これが、攻撃が始まりますときには、対イラク武力行使が開始された当時、大量破壊兵器があるといふように想定をされておるといふのは事実であります。そして、それに対して、我々としては、これが

廃棄されたというのを証明してもらいたいというのに対して、廃棄する責任は向こうにあるのであって、使った事実に基づいて廃棄する責任があつて、私どもはそれに基づいて攻撃に参加をしたということだと存じます。

○山口(壯)委員 それに基づいて攻撃をした、攻撃して占領軍になったわけです。占領軍になって、証明できる立場になったんです。

何発あつたかという答え、お答えしたくない気持ちには痛いほどわかる。しかし、何発あつたかということは客観的事実なんですから、客観的事実として、何発見つけたか、これは数字としてあるはずで、戦争を行うときに何発あつたことになつてはどうか、そんなことを聞いていないんです。今何発見つけたかということを知りたいんです。

○麻生国務大臣 戦争で破壊されているかもしれないし、現実問題として、今現状、見つからないというのことは事実であらうと思いますが、これを使つたという事実の方がよほど問題だと思つております。

○山口(壯)委員 昔使つたことあるから、今戦争しようということには普通はならない。だからアメリカはそれで困っているわけでしょう。プッシュさんがやめる前に必ずイラクから撤退しますよ、もちろん。だからこの出口戦略というのを私はワッショイ、ワッショイ言っているわけですよ。正直、アメリカも本当にバランス感覚がとれているから、そこはきつちり見習つた方がいいですよ。

そして、アメリカに今、麻生大臣、出口戦略について、どういうことを話されていますか。もうアメリカは、ベーカー、ハミルトンでいろいろなことを工夫しているわけですよ。どういうことを話されていますか、あるいは話されていませんか。

○麻生国務大臣 アメリカとこのイラクの出口作戦について話をいろいろしておる内容について、今の段階でしゃべる段階にはありません。

か。

○麻生国務大臣 しゃべっていないということも認めるということも認めないということも、両方ありません。

○山口(壯)委員 今回の防衛庁設置法等の一部を改正する法律案、出されている法律案の二条に、「国際連合を中心とした国際平和のための取組への寄与その他の国際協力」、この中にはいろいろなものが入っているわけですね。国連決議を経たものとかが経ていないものとかが、いろいろ入るんですよ。これは経ていないものも含むという趣旨でしょうか。

○久間国務大臣 たしか国際緊急援助隊なんかは国連決議でなくて出ていっていると思ひますから、そういうものも入っていると思ひます。

○山口(壯)委員 日本は、国連中心主義ということとで、常任理事国になりたいと一生懸命頑張っている。麻生大臣は言つてみればその中心として頑張つてこられた。そういう中では、国連を重視する、あるいは国連の決議というものに根拠を求める、これは何も違ひはないはずですよ。

どうしてもだめなときに、いろいろな場合はあり得るでしょう。昔から、国連憲章が定めた三十九条の安保理の決定以外にも、朝鮮戦争のときには総会で決議をしたり、いろいろな工夫をやつていますね。PKOとかいろいろな工夫をやつています。

他方、やはり国連の決議というものが、ある意味で一つの世界的なシビリアンコントロールみたいなものですよ。これを、どうやってきちつとしたかせをつくっていくかというのが人類の知恵ですね。その知恵を踏み出したときに、やはり大量破壊兵器はなかつたのに戦争をしちやつた、こういう話ですよ。

日本としてやはりどういう道をたどるか。アメリカが主でこちが従ふたいな道をたどるか。あるいは、アメリカに対して、対等のパートナーとして、おい、もうちょっと待つた方がいいんじゃないのか、大量破壊兵器の証拠は本当にあるのか。なかつたわけですよ。現実には、アメリカの中でも反省が出ています。このことが中間選挙の結果の直接の原因ですよ。

そのことに対して日本は、日本が主體的に判断すると一生懸命本会議でも答弁されていたじゃないですか。主體的に、事実として何発見つけたかということ判断すればいい。その上で、アメリカにくつついていくかどうかはまた別の問題として、次の判断があり得るわけですよ。そのことをきちつと把握できなければ、日本の役割とは一体何なんだろうと。

米中朝、今、北京でやっていますけれども、日本は入っていないじゃないですか。後で言つておけばいいからと思ひられているんですよ。それで、注意を引こうといつて核保有の議論なんかしちゃだめですよ。こういうことはきちつと我々議論を整理しておかないと、言つてみれば、アメリカに正直言つて、日本は後で言つたら大丈夫だろうと、米中朝の議論がどうなつていくか、直接的なブリーフィングというのは必ずしも十分になされてはいないはずですよ。

アメリカは、中間選挙の前に、しようがない、パフォーマンスでやつた。だから、本当はどきで本気がかというの、あれはヒラリー・クリントンにがみがみがみ言われてやつただけですよ。本当に、どこまで本気か。

イラクに行つたときも、結局、北朝鮮のこともあるからという配慮ももちろんあつたでしょう。それは我々も理解する。いざとなつたときに……(久間国務大臣「委員長」と呼ぶ)もうちょっと待つて下さい。久間大臣、大事なポイントだから、後で答えください。もうちょっと後で。現実には、北朝鮮についてアメリカが一体何をしたいのか。イラクとアフガンで手いっぱいだったんですよ。六カ国協議という格好で中国に丸投げしていた。何もしていないんですよ。今になって一生懸命慌てているけれども。正直言つて、アメリカというものに対して、仲よくすると同時にさめた

た目を持っていきやしないかと私は思いますよ。最後のポイントに行く前に、大臣、どうぞ。

○久間国務大臣 あえて言ひますけれども、イラクに行つた場合は、日本は、アメリカが戦争をするときには、支持をするとかなんとか総理は言つたかもしれませんが、しかしながら、自衛隊はそのときは行つていないわけですから。終わつて、復興のために国連からの要請があつて行つていくわけですから。今その延長なんですから。今行つておる自衛隊がアメリカのイラクの戦争のために行つたかのように言われまふと、それは非常に気の毒です。我々は国連の決議に基づいて行つていふんです。そこは間違えないように。

○山口(壯)委員 ブーツ・オン・ザ・グラウンドと言われたのはいつですか。

○久間国務大臣 それは、だれが言おうと、我々は国会の中で、ブーツ・オン・ザ・グラウンド、そのようなことを言つて、それに基づいてイラクに行つたわけじゃないんです。とにかく、国連からの要請があつて、復興のために行つてくれということ、我々はここで法律をつくつてやつたわけですよ。そのときに、しかも大量破壊兵器という言葉があつたのをあえて最後の総務会で自民党としても削つたわけですから。だから、そういうような配慮はちゃんとしているわけですから、それとまた、戦争があつたときに私なんかはどういうせりふを言っているか、新聞にも全部載っていますから。アメリカの大量破壊兵器について、核兵器については、これは向こうの連中も捜せばわかると言っているんですよ。ところが、化学兵器については、内部でも、冷蔵庫の中にしまつたりなんかするから捜せないんだと。だからイラクの国民でもその辺はわからぬけれども、大量破壊兵器のうちの核兵器については一〇〇%ありませんよ、私にそういうことを言われましたから、私はそういうことも言っていますよ。

だから、政府としてアメリカの戦争を支持するという言葉を言つたかもしれませんが、それ

れは今までのイラクのやり方が問題だったから、アメリカが言うのを、せめて、支持ではなくて、まあ、戦争するのをアメリカの心情としては理解するな、それぐらいのことは言っている、支持するというのは言い過ぎじゃないかと、あのとき私たちがそう言っていますよ。

だから、戦争のために自衛隊が行っているわけじゃないんですから、そこだけは間違えないようにしてください。

○山口(壯)委員 久間大臣はバランスのとれた方だということは、私はかねがねいろいろ外から見えています。今もその気持ちを言われたんでしょう。しかし、私はもともとと激していただきたいけれども。

しかし、現実には、どうあろうと、国際政治の流れとしては、ブーツ・オン・ザ・グラウンドという話があつて行った、私はそう理解しているんですよ。別にそれで悪いと言っているんじゃないんですよ。そうなんです。

他方、一発もなかったんだから、化学兵器について一発も見つかっていないんですから、そのときに、今回、防衛省、省昇格法案のときに、イラク特措法に基づく活動というのはむしろ附則から外しておいた方がいいんじゃないでしょうか。

○久間国務大臣 シビリアンコントロールというのは、この国会でつくられた法律に基づいて行動しているわけですから。そのうち、陸と海、その両方のものはいずれも、今の空が残っているものは違うんだ、それは付随的な従来の雑則だということ、そういう言い方がおかしいのであつて、法律が消えれば別ですよ、法律が国会でつくられて、その法律に基づいて行っているうちに、その本来任務はおまは違うんだと言われる方がかわいそうじゃないですか。

○山口(壯)委員 かわいそうな任務につかせない方が大事なんですよ。何を言っているんですか。それは……(発言する者あり)ちよつと、私まだ終わっていない。終わっていない。

現実には、行く前と、行つて一発も見つかっていない状況とは違う。現実には今アメリカの議論、彼らはもともとと当事者ですからね、もともと当事者ですよ。そのことについて政治家が、どういう役割を自衛隊に果たさせるかということ、はもともと考えなきゃいけない。復興のためといえますけれども、現実には今イラクは大変な状況なわけでしょう、だから、ある意味で象徴的な、シンボルとして行かせている。そのことについては、今、もう少し出口戦略のことをしっかり考えるべきじゃないかと、言っているんです。

○久間国務大臣 それはおかしいのであつて、国会でつくられた法律に基づいて行政はやっているわけですよ。行政の一環として自衛隊は行っているわけですよ。その行っているのを出口戦略を考えると、今のイラクは、法律を今度延長するかどうかするときに考えるのはいいけれども、現在有効な法律の中で機能している、そういう人たちに出口戦略を考えるなんて。言われたとおりに行っているわけですから。

○山口(壯)委員 自衛隊に出口戦略を考えろと言っているんじゃない。我が法案を考へる中で、イラク特措法については、こういう議論になっているんだから、外した方がいいんじゃないかということを言っている。

○久間国務大臣 現在のその法律が有効なんですよ。その法律は来年の七月まで有効なんです。その法律に基づいて行っている人たちは本来任務から外せというような、そういうことが言えますか。それだったら、法律を今そこで廃止してしまつて、それならわかりますよ。

○山口(壯)委員 本来任務にすることによつて、何か違いが出るんですか。

○久間国務大臣 違いが出るというよりも、法律に基づいて海外に行っている、そういうような任務のうちこの一つだけを外せということ自体がおかしいじゃないですか。

○山口(壯)委員 現実には、例えばテロ特措法のアフガンとこの話は全然違います、アフガニスタンにはビンラディンが現実にはいたんだから。しかし、

イラクについては大量破壊兵器がなかったんだから。現実にはアルカイダのつながりもなかった。アルカイダのつながりも一つも発見されていないというところが上院の報告で九月に出たわけですよ。そのことについてきちつと、言っておかないと、もうイギリスもアメリカもこのことについては方向転換しているんです。なぜ日本だけがそこでも一生懸命一生懸命アメリカをばうようなことを言う。おかしいでしょう。

○久間国務大臣 冷静に考えてくださいよ。それは法律で、その法律自体がおかしいじゃないか、もうやめなさいよというように言えれば別ですよ。法治国家で、国会でつくられた法律に基づいて政府というのは行つて行つて行つて、それに基づいた予算でやるわけですよ。そういう形で進められているときにそれを外せという、それ自体がおかしいのであつて、それだったら、その法律を廃止する、そしてもう帰つてきなさい、そういうような命を下す新たな立法をすることの方が正しいんじゃないですか。

○木村委員長 時間になりましたので、簡潔に願います。

○山口(壯)委員 最後に、大臣、ということ、そういう法案を考へられるということですか。

○木村委員長 久間防衛庁長官、簡潔に願います。

○久間国務大臣 政府としては、現在の法律が来年の七月まで有効なんです。それに基いて行動をしているだけの話ですよ。来年の時点で、その時点でどういう状況になっているか考えるわけですよ。それよりも早くもしやめろというならば、今の時点で、やめさせたいという法律をおたくらが出せばいいじゃないですか。

○山口(壯)委員 我々は、このイラク特措法についてはずっと反対してきました。そして、修正案も現実には今回に用意しようかという話をしていて、御要望であれば、そういうことも考えましよう。我々は、特に、そういう話をこれからずつと……(発言する者あり)否決されたらだめ

だぞという話は、それはないでしょう。

現実には、我々は、この防衛省への昇格については賛成する立場をとったとしても……

○木村委員長 静粛に願います。

時間になりました。山口壯君、時間になりました。

○山口(壯)委員 このイラク特措法についてはもう既におかしいぞということを明確にして、私の質問を終わります。

○木村委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 日本共産党の赤嶺政賢でございます。

歴代政府はこれまで、自衛隊は我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反しないと説明してきております。防衛庁長官に聞きますが、この憲法見解に今も変わりはありませんか。

○久間国務大臣 それは変わりません。

○赤嶺委員 久間防衛庁長官は、二十八日の当委員会、現行自衛隊法三条の規定が憲法九条との整合性をとるための任務設定だった、そういうことをお認めであります。ということは、我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織であるから憲法に違反しないという憲法見解の一体のものとして、自衛隊の任務を日本防衛と定めてきたということですね。

○久間国務大臣 ちよつと御質問の趣旨がわからない点もございますが、基本的にはそういうことではないんじゃないかと思ひますけれども。

○赤嶺委員 その趣旨であります。

ところが、今回の法案では、自衛隊法三条に新たに二項を設け、周辺事態に対して行う活動と国際平和協力活動を自衛隊の任務に位置づけるとしているわけですよ。現行憲法の規定解釈が何ら変わっていないにもかかわらず、なぜ自衛隊の任務を変更し、海外での活動を自衛隊の任務に位置づけることができるのですか。

○久間国務大臣 先ほどから言っていますように、自衛隊が海外に行く場合は、いずれも法律に

基づいて行っているわけであります。その法律が
つくられたときに、もしおたくの言うように憲法
違反ならそういう法律はつくれないわけですか
ら、法律ができていいることは憲法違反でな
いということでありまして、その法律に基づいて
行動する、その任務は主たる任務に支障のない範
囲において行うわけでありますから、それは憲法
違反でない、論理的にはそうなるんじゃないで
しょうか。

○赤嶺委員 自衛隊の任務を日本防衛と定めてき
たのは憲法九条の規定とかかわっている。その
日本防衛ではなくて、周辺事態やあるいは国際平
和協力活動といったような、そういう海外に出か
けていく、一方で、憲法の見解や解釈は何ら変わっ
ていない。いわば、まさに憲法との関係から定め
た自衛隊の存立目的、専守防衛、そういう任務規
定をなぜ変更することができるのかということに
です。

○久間国務大臣 任務規定は憲法に反しないとい
う、それは先ほど言ったとおりですけれども、か
といて、それ以外のことをやっちゃいかぬか、
やったら憲法違反かと言われますと、それは必ず
しもそう言えないんじゃないでしょうか。

日本国防衛のためにやることをやめてしまつて
ほかのことをやるとなれば、つくられた趣旨から
いっておかしいとなりますけれども、それは私は、
支障のない限りにおいてほかの任務を行う、その
ほかの任務が憲法に反するようなことだったらそ
れは許されなければ、付随的な、そういうよう
な任務をやったとしても、それが憲法に反しな
ければそれは構わないんじゃないかと思っていま
す。

○赤嶺委員 任務規定は憲法とのかかわりで専守
防衛が定められたと政府は説明して、その憲法解
釈は今でも変わっていない。その任務規定の中
に何で海外での活動が入るんですか、そういうこ
とを聞いているわけです。

例えば、今そういう法案を提出する一方で、政
府・自民党は憲法改正を公然と掲げて、新憲法草

案の中で憲法に自衛軍を位置づけ、「国際社会の
平和と安全を確保するために国際的に協調して行
われる活動」を自衛軍の任務とするとしているわ
けです。今回の自衛隊法改正と同じじゃないです
か。

ですから、憲法でやろうとしていることを自衛
隊法の改正という形でやる、こんなことがなぜで
きるのかということですよ。

○久間国務大臣 いや、現在の憲法下でやるこ
とは何か、そして、やることを整理するとどう
いう整理の仕方があるか、そういう流れの中で、
今まで雑則として扱われておつたことを本来任務
として、防衛活動、そういう主たる任務に対して
従たる任務になるかもしれないけれども、そう
いう整理をしたということですから、憲法との関
係で、私は問題はないと思うのです。

専守防衛というように、そういうことをはみ出
す格好の防衛をやるなら、防衛といいますが戦
いをするならそれは問題でしょうけれども、今度の
場合、ほかの任務を与えたとしても、それは憲法
九条等に抵触しない範囲でやるわけでありませ
うから、そこは問題ないと思いますけれども。

○赤嶺委員 長官は私の質問の趣旨をまだ理解で
きておられないようですけれども、個別の法律が
憲法違反であるかどうかを聞いているわけじゃな
いんです。自衛隊法第三条というのは、憲法との
かかわりで専守防衛が定められた。その専守防衛
とは違う任務が、何で憲法の解釈も変えていな
いのに入れられることができるんですか、そういう
ことです。

皆さんだって、憲法を変えてそういうことをし
ようとしているんじゃないですか。憲法を変えてそ
ういうことをするというなら百歩譲って議論のあ
り方があるだろうと思いますが、今、憲法
も変わっていない、解釈も変わっていない、そし
てその憲法の規定とかかわって自衛隊の任務があ
る、それを新たに付け加えることができるのか、
自衛隊法で言う任務を変えることができるのかと
いうことを聞いているんです。

○久間国務大臣 三条の書き方というのは、現在
の書き方を、最初つくられたときから、そのとき
憲法九条との関係でこういう規定のされ方をした
からといって、それを変えちゃいかぬことはない
のであって、三条そのものも変え方はいろいろあ
るんですよ、それは立法府で変えればいいわけ
ですから。変えるときに、憲法九条に反するよう
な形でそれを変えることはできません。しかしなが
ら、それが中だったら、三条そのものも、専守防
衛という書き方をもう少し違った書き方をするこ
とだってできるわけでありまして、三条を、今の
書き方は憲法九条からきて専守防衛というのを非
常に前面に打ち出して書いていっていることであ
って、それ以外のことをやっちゃいけないとい
うことをそこで書いていけないうことにはならな
いということを書いていけるわけです。

○赤嶺委員 ちよつと角度を変えて聞きたいと思
います。

政府は、「自衛隊が国際平和協力活動に主体的
かつ積極的に取り組み得る体制整備の一環とし
て、国際平和協力活動等の位置づけを本来任務と
する」というぐあいに、これは本会議での答弁で
あります。久間防衛庁長官も、本来任務にふさわ
しい体制づくりをする」と答弁しておられますが、
具体的にどのような体制づくりを行うのかはつきり
しないわけですね。その内容を明らかにしていた
だけませんか。

○久間国務大臣 国連決議等によってとにかく国
際協力をしなければならなかったときに、今
までだったら、調査隊を募ってそこで出かける
というようなことをしましたけれども、本来任務と
して位置づけられておれば、即調査に出かけられ
るような即応態勢の部隊を用意しておくことも必
要でありますし、また、今まで海外に行つたとい
う経験から、そういうような知見をもとにし
て教育を前もってしておくという教育隊も
必要でありますし、そういうようなことを今度の
本来任務に伴って体制づくりをしていけばいいの
じゃないかというふうに思っているわけでありま

して、現にそういうふうな形で部隊編成等につい
ても、十九年度の概算要求で要求を出している
ところがあります。

○赤嶺委員 自衛隊の組織や装備についてなんで
すけれども、これまでは、今長官も触れておられ
たのですが、そういった海外活動専門の部隊ある
いは専門の装備、こういうのは導入することはで
きなかったわけですね。あくまで我が国の防衛の
ために培ってきた自衛隊の能力を平時に活用する
という考え方があったわけですよ。ところが、こ
れが本来任務化によってできるようになっていく
わけです。そうすることは、日本防衛を任務とし
てきた自衛隊の性格が変わっていくということに
なるではありませんか。

○久間国務大臣 本来任務になったからとい
て、日本の国内で使われないようなものをあえて
用意するというふうなことはちよつと考えられな
いんです。強いて、どういう意図で言ってお
るのかわかりませんが、私はこの委員会の答
弁で、輸送機、輸送船といいますが、輸送機等
というもののについては、やはり少し長距離のとい
いますか、そういうような足の長い輸送機等はこ
れを機会に導入したいというようなことは言った
と思いますが、そういうようなものをそのときに
使うというものはありますけれども、国内で使
えないようなものを海外のためにまた調達して使う
ということとはちよつと今のところ考えていない
のであります。全部国内でも使えるし、またそう
いうような海外協力業務を行うときにも使うとい
うようなことで、その効率のいいものを導入し
ようということとは考えております。

○赤嶺委員 結局、大型の輸送機や輸送船、その
うち高速の輸送船、いわば日米の共同文書にある
ような、任務、役割分担の中でのいろいろな書かれて
いる装備、そういうものが出てくる、できるよう
になるわけですね。

今までは政府は、いわば自衛のための必要最小
限度の実力である限りにおいて違憲性を免れると
してきたわけです。ところが今回、自衛隊の存立

目的を変えるわけですよ。専守防衛から、海外での活動を自衛隊の任務の中心に据えていくわけですよ。そのための組織や装備や作戦や訓練を行うというところになっていきますと、これまでの憲法見解から逸脱した自衛隊になっていくんじゃないでしょうか。

○久間国務大臣 海外協力業務が中心になるわけではなく、それを自衛隊の任務の一つとして本来任務に加えるということ、そういうふうな理解をしようというと思うんです。やはり主たる任務は我が国の防衛でございます。

○赤嶺委員 主たる任務は日本の防衛ですが、しかし、今までは雑則の中にあった付随的な業務が、今回は本来任務になっていくわけですよ。いわば自衛隊の存立目的にかかわってくるわけですよ。自衛隊はなぜあるか、専守防衛そして国際平和協力活動、周辺事態だということになるではありませんか。ですから、今までは必要最小限の実力組織と言っていた憲法解釈から逸脱していくことになるのは、これははっきりしているじゃないでしょうか。

○久間国務大臣 決して逸脱するわけじゃなくて、その範囲内で、国民の皆さん方が、やはり自衛隊が海外で協力業務を行うことがいいんじゃないか、そういう国民世論が高まってきているわけですから、そういう仕事があえていく、これは事実です。ふえてきた場合に、その任務を今までみたいに雑則だ、付随的な業務だというふうな位置づけるのと、本来任務の主たる任務に支障を来さない範囲内においてその従たる任務としてそこに位置づけようというわけですから、これは決して憲法に違反するとは、何回も言いますけれども、私は思いませんね。

○赤嶺委員 自衛隊法第三条に自衛隊の任務は専守防衛と定めるときには、憲法の立場から定めただけですよ。今日、憲法の解釈も変わらないわけですよ。憲法も変わらないうちにそういうことをやる。我々は憲法を変えることには反対ですが、憲法も変わらないうちに、皆さん自身が憲法を

えてそういうことをやろうとしている。そういううちに、その前にやろうとしている。これは、私は、今、海外活動を本来任務化することによって自衛隊の装備や組織は変わらないかといえ、やはり変わるわけですね。そうなると、今日の日本の自衛隊というのは、今までの政府見解に照らしても、自衛のための必要最小限の実力を超える存在になっていく、いかがですか。

○久間国務大臣 海外で活動する場合も武力行使しないわけでありまして、だから、そういう意味では、そういう実力組織になっていくというふうな決めつけ方というのはいかがなものかと思えます。

これから先、むしろ、憲法が改正されたりあるいはまたそれに伴って自衛隊法等が改正されて、外国でも実力を行使していろいろなことができるみたいなことにもなるとすれば、全くそれは自衛隊の変容になるわけでございますから、それはそれで、果たしていいのかどうか、私たちもそれは判断しますよ。しかしながら、今のところの内容は、現在行っている業務を法律上どういう形で位置づけるかということであって、それは憲法九条との関係では全然問題ない、私はそう思っております。

○赤嶺委員 よく、自衛隊が海外に出かけていく場合に、武力の行使、武力による威嚇に当たらない、だから憲法違反ではないんだと言って海外に今行っている。私は、海外での自衛隊の活動のあり方を今聞いているのではないんです。そういう海外活動が本来任務になっていけば、海外に出かけていくための組織や装備が整えられていく、今まで持てなかったような兵器も持つようになる、実力組織としてあり方が変わってくる、憲法のこれまでの解釈の範囲を超えていくということを指摘しているのではありません。

そこで、次に、私は、この本来任務に位置づける活動がどういう活動なのか、この問題について聞きたいと思えます。

三条二項で定めているのは、周辺事態における

米軍への後方支援活動、インド洋での米艦船に対する給油活動、イラクでの米軍の兵士、物資の輸送活動など、米軍支援活動そのものであるわけですね。果たして、よく普通の軍隊と言われますけれども、みずからの存立目的である任務規定に他国の軍隊への支援を位置づける、こういうことを持っている軍隊があるんですか、他国の軍隊の支援を存立目的に位置づけている国が。

○久間国務大臣 今述べられましたうち、周辺事態に基づく米軍の後方支援、これは国連決議に基づくものではございません。しかしながら、そのほかに述べられましたのは、国連の一員として我が国に対して国連から要請があったものについて出ていくわけでありまして、それについては国連の一員としては当然じゃないでしょうか。それは、先ほどの議論にもありましたけれども、米軍への支援ということじゃなくて、国連で決議されてそれに対する支援をしているわけでありまして。だから、そのところを誤解のないようにしたいだと思います。

○赤嶺委員 まさに周辺事態というのは、日本の領海外における米軍の軍事活動の後方支援なんですよ。それも存立目的の中に入っているわけですよ。そういう他国の軍隊を支援するような任務規定をしている軍隊がほかにありますか、こういうことを聞いているんです。

○久間国務大臣 よその国にあるかどうかは別として、我が国周辺の事態で我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすようなことになった場合には、そこで活動する米軍を、日米安保条約というのを結んでいるわけですから、そういうような日米安保条約を結んでいるアメリカ軍が、我が国周辺事態のときに我が国の平和と安全に重要な影響を及ぼすであろう、そういうようなことで活動するとときにそれを支援するというのは、もうそこで支援しなかつたら我が国が巻き込まれるわけですから、そういうことについて何もするなというところの方がむしろ不自然じゃないでしょうか。だから、それについては国会でも法律を通していただ

いて、そしてそれに基づいて支援をすることになっているわけですから。だから、それを従たる任務として位置づけてもいいんじゃないでしょうか。

○赤嶺委員 まさに今までの米軍支援協力というのは、あるいはガイドラインというのは、安保条約の流れからきたものであるわけですよ。今後は自衛隊の本来任務としてアメリカを支援するということになるわけですから、安保条約上米軍支援は、今までは雑則の中に付随的な業務として入れられていた、ところが、これが本来任務になっていくということになれば、これは自衛隊の海外派兵どころか、自衛隊を米軍戦争支援隊に変えるものだと思えます。断じて許されな

もう時間がありませんので、防衛省への昇格の問題についても聞きますが、これまでの審議の中でも、今なぜ省昇格なのかということについて繰り返し質問がありました。私、ずっとここで聞いていて、政府の説明が非常にはっきりしない、そういう思いです。

例えば、省になれば予算要求や閣議決議ができるようになるということですが、これまでも支障がなかったというのが長官の答弁でありました。士気が上がるというけれども、海上保安庁も消防庁も、庁であってもその任務を十分果たしているということが参考人質疑の中にも述べられました。エージェンシーでは海外で誤解を招くというけれども、この間の質問で、憲法に照らしてあって省ではないと説明すれば相手も納得してくれ

ると長官が答弁しておったんですよ。まさに総崩れですよ。

省へ昇格する必要はどこにもないと思えますけれども、いかがですか、もう理由がなくなったんですから。

○久間国務大臣 どうも私の答弁のうちの一部分だけをとり外、外国に行っても誤解を受けますよ、しかしながら、日本の場合はこういういきさつの中で防衛庁と言っているんですよと言うと、ああ

そうか、しょうがないんだねということと理解してもらえ、そういう意味で時間がかかるんですけど、そういうことを言ったのが、しょうがないんだというふうには、そこだけとられると、とにかく前後を省かれると困るわけであります。

やはりエージェンシーというのは、この間から言っていますように、政治的な面が強い、管理を行う、そういうような面が非常に強い。それに対して、政策面も含めて、これから先は我が国の平和と安全の問題についてはやはりやっていかなきゃならないので、そういう意味で、省として位置づけた方がいいというのが基本的な考え方であります。

それと同時に、先ほど言いましたように、閣議請議とかそういうことについてもやはり緊急に行うことが可能になるし、防衛庁長官としての立場で閣議請議ができない、一國務大臣として行うしかない、そういうようなことが不自然じゃないかということも言っているわけであります。

○木村委員長 時間になりましたので、簡潔に願います。

○赤嶺委員 私は、この審議を通じて、まだまだ疑問が解消されていないと思います。

やはり自衛隊が、その存立目的を憲法との関係で説明したにもかかわらず、これも逸脱し、自衛隊そのものが海外派兵を、そして海外での米軍の戦争支援協力隊に変わり、防衛省になっていいますが、防衛庁自身、管理ができていないじゃないですか、きょうの情報流出に当たっても、そういうようなことがあって、何か米軍の運用については答えられないということも国会で述べながら、知った風なことを言いながら、実際はこういうような失態を繰り返している。

防衛省への昇格の資格はないということを強く申し上げて、質問を終わります。

○木村委員長 次に、辻元清美さん。

○辻元委員 社民党の辻元清美です。

私は、この間、本委員会で、今の安全保障議論をめぐる非常に浮き足立った政治状況に懸念を表

明してまいりました。その一つが、きょうお越しいただいている麻生外務大臣の核保有議論の発言です。

これは、本委員会で私が十月十七日に、三年前に麻生大臣が新聞のアンケートで、核武装を検討すべきだと思ふかということに、すべきであるというお答えをしていたことを問うたところから始まっており、そのときの麻生大臣の御答弁はこうでした、だんだん隣がみんな持っていくときに、日本だけ何の検討もされないというのはおかしいのか。

また、その後、これに端を発して、国会の中で麻生大臣の発言が問題視されることが広がってまいりましたけれども、その後もいろいろなところで発言されております。いろいろな国際情勢の変化に伴って、今の状況に合わせていろいろな議論が出てくるということなんですね。

状況が変わったという御認識はどういう点にあるのか。そして、何も検討されていないのか、かかっているのか。この検討というのは、状況が変わったので日本も核保有をすべきかすべきでないかをも一度検討をこの際しておくべきだという意味でしようか。

○麻生国務大臣 たびたび御答弁申し上げましたので、繰り返して恐縮ですが、私の答弁をよく読んでいただいたことと存じますけれども、今、国際情勢というものを考えたときに、昭和四十三年と今とは、約四十年弱たっておりますので、その間の国際情勢は大きく変わっております。あの当時、隣国が核を保有する、また、それを搬送するミサイルを撃つなどという条件を考えてつくられたわけではありません。

したがって、今の状況において、隣にそういう国が出てきたときに、日本の安全がどうであろうかということに対して国民が不安を持つものに対して、国を預かる者の立場として、いろいろなことを考えておくというのは大切なことではないか。したがって、それによって、議論をした結果、やはり日本は核を持たない方がいいという結論にな

るとするのは大きなことです。

ただただ言われたから、前任者が四十年前の話をそのままずっと、ただただ何も議論もしたこともなく、どうしてこういうことになった経過も知らず、ただただ核というのに関しては、持たず、つくらず、持ち込まずというところになった。佐藤内閣から、三木内閣にかわっていくときにどういう経緯でなつたかということも勉強した国会議員の方も当時より、まだ生まれておられない方が数多くあつてきていますから、そういう意味では、きちんと一回議論をなさるということでは大事なことではないかということ、私どもとしては、議論もしないかということ、私どもとしては、議論もせず、つくらず、持ち込まずというの、核を持たず、つくらず、持ち込まずというの、歴代内閣が累次にわたってこれまで表明してきたとおりであります。現内閣でこれを直ちにどうこうするということはありせんということもたびたび申し上げてきておるところであります。

まだ質問にお答えし切っていないと存じますので、加えて、NPT条約やら、またその他、日本には原子力基本法という法律もありますので、そういう法律、また条約、原則、三つのうちをすべて勘案した上で、私どもとしては、核兵器を今保有するなどということも言つたことは一回もございせん。

○辻元委員 いろいろ問題になって、答弁を必死で考えになつて答弁されていると思います。こういう発言もされていますね。では、ちよつとお聞きしましょう。日本の場合は核をつくる能力はあるとか、できるけれどもやらない、おれたち、つくらうと思ふけれどもやらないの、おれたちんと向こうに言つて、それはちゃんとある程度抑止になり得ると。麻生大臣の認識の、できるけれどもやらない、核をつくる能力はあるという、これを発言された根拠は、日本が今どういう状況にあるから核をつくる能力があると思われているのか。

○麻生国務大臣 どういう状況がどうかというん

じやなくて、これは技術的な話であつて、技術的には、核をつくる能力、またはロケットを、少なくとも移動衛星、静止衛星、偵察衛星等を飛ばす、搬送する技術も日本はありますので、またブルトニウム等々も、私どもとしては、IAEAの管轄下においてそれをきっちりつくつておるといふ技術を持つていても確かです。

したがって、私どもはそれをつくる技術があることは確かだと申し上げておるのであつて、だからといって、直ちにそれをつくつて核を持つなどということは一回も言っていないのであつて、言つた途端にNPT等々国際条約に違反することにもなりますので、そういうことを申し上げていくわけではありせん。ただ、技術的にできるという現実、事実を申し上げたわけですね。

○辻元委員 もう一点、改めて認識を確認しますが、憲法上は自衛のための小型の核は持つという認識ですか、大臣は。その際、小型とはどういう規模をいいますか。

○木村委員長 もう一度御発言ください。

○辻元委員 よく聞いてください。憲法上、自衛の小型の核兵器を持つという認識ですか。そして、その小型の核兵器の小型とはどういう規模ですか。

○麻生国務大臣 今、日本に、非核三原則の中で、これは昔からよく言われているところでもあります。これは純法理的な問題としてということとよく言われるところですが、自衛のため必要最小限の実力を保持することは憲法第九条によつても禁止されていない、たとえ核兵器であつても、仮にそのような限度にとどまるものがあるとするならば、それを保有することは必ずしも憲法の禁止するところではないというのが政府の従来からの解釈、もう御存じのとおりです。

それが今の第一問に対するお答えであつて、第二の方のいわゆる小型の定義については、一概にこれが小型という定義があるわけではありせん。したがって、いわゆる五キロトン以下とか何キロトン等とかよく言う話がありますけれど

も、これによって詳しく、これ以下は小型と定義されているものはありません。

○辻元委員 定義もないのに持てるというのはおかしいと思います。

麻生大臣、今答弁をされた三つを複合して考えてください。麻生大臣おっしゃいました、日本はブルトニウムを持っている、ロケットも持っている、すぐにつくろうと思えばつくれるんだ、そしてさらに法理論上は、憲法上、核を持つことは違反ではない。そういう状況で、麻生大臣が核保有についても議論することは悪くないとおっしゃっていることは、国際的に見てどういう意味を持つかわかりますか。

例えば、技術的に全くブルトニウムも保有していない、またロケットの開発も進んでいない、そういうような国が言うのと違うんですよ。今、IAEAも含めて、日本のブルトニウムについては物すごい懸念を表明されていることは御存じでしょう。

そういう中で、外務大臣たるものが、議論は自由だと論理をすりかえて、議論することはいんじやないのと言う。政治的な責任をいかがお考えですか。私は非常に政治的責任が大きいと思いますよ。自分で責任を感じていないなら、感じていないとおっしゃってください。どっちですか。

○麻生国務大臣 理屈として勝手に話を結びつけないでいただきたいんですが、政策としては非核三原則だというのはたびたび申し上げておりますし、歴代内閣の累次の発言でもはっきりしておりますので、ここからはっきりしております。

また、法理論の話と技術の話と、これを三つ勝手にくっつけて一方的に話をつくられると困るのであって、この国は社会主義国とも違いますし、言論の自由もありますので、そういった議論が起これるということを抹殺するだけのあれは私どもにはありませんと申し上げているのであって、そういった話が出るというのを、私がしておるわけではない、私がおっているわけでもありませんよ。

たびたびの御質問があるからお答えしているだけであって、そこだけ重ねて申し上げておきます。

○辻元委員 私は、今のお話を伺いまして余計深刻に思いました。御自身が発言されたり答弁していることの意味の深さをじっくり考えられた方がいいと思います。

これは引き続き本委員会でも議論していくべき点だと思えますけれども、麻生大臣はよく、議論を封殺すべきでないと言う。それと、大臣が今の日本の状況下で核問題について言及するということは違う次元の話ですよ。よっぽど外務大臣として、まあ言うたら悪いけれども、よく言えば樂觀主義というか、日本の、核状況をめぐって国際的にどう見られているか、深刻な状況の認識がないと申し上げたいと思います。引き続きこれはやりたいと思います。

ちよつと、先ほど久間防衛庁長官とイラクの議論がかなり活発になりましたので、その点についても触れたいと思います。

長官、きょうまた航空自衛隊の、特に、アメリカの中東司令部が作成し、イラク、クウェートなどの基地にある輸送前の物資のコンテナの数などを記載した情報が出たという話がありますね。流出していますね。一方、私が先日質問をいたしました、イラクの自衛隊の皆さん、航空自衛隊の皆さんはどのようなものをバグダッドに運んでいるのかという、そのときに開示された資料は真つ黒けだったわけですよ。

国会とか国民に知らせている資料はこのように真つ黒けの資料で、示さずに、一方、空自の情報が出している。私、この事態を考えたら、ではイラクで自衛隊はどういう活動をしているのかと言ったら、いや、安全上言えません。安全上言えないのは、軍事活動の後方支援をしているからですよ。復興支援だったら言えますよ。

ですから、総合的に考えまして、国会にはこのような真つ黒け、そして情報が一方で流出しているという事態をどのようにお考えですか。これだいいと思っていますか。思っているか思っていないか。そして、国会にこれをきちんと全部、黒塗りじゃなくて、示したものを提出してください。○久間国務大臣 これでいいとは思っていません。だから、そういうふうな提示できないようなものがそういうことで、過去のものとはいえず、それが出たということ自体が大変重いわけでありますから、だから、それは何らかの処分の対象になり得る、そういうふうな思っております。

だから、出していいものだったら、出たからといってそれほど処分の対象にはなりませんけれども、出しちゃいけないといえますか、そういうふうな、要するに、人様のものを、何を運んでいるかということをや言っちゃいけないものが、かりそめにも間違つたからといって流出するということは、それは不注意以上のものではありませんから、そこは何らかの形でやはり処分対象になり得るんじゃないかと思っております。

しかし、その辺はこれからよく調査をしてみたいと、まだ具体的に、本人の意思が働いているのか、あるいは重過失なのかどうなのか、その辺は調査を続けようと思っております。

○辻元委員 人道復興支援に行っていると言っていますよね。それで、そこでやっている活動の実態を出せないという状況の自衛隊の海外任務を本来任務にするんですか。そして、さらに情報流出しているという状態で、現在、活動の実態も国会にも報告されていない、真つ黒けの資料を出しているような活動を現在活動中なんですよ。このイラクでの自衛隊の、航空自衛隊を含めて、総括も何もしない中で、今活動中である、そういうものを自衛隊の本来任務にしようか決めるんですか。無責任じゃないですか、長官。

○久間国務大臣 今活動中であるわけでありまして、その中身がどうかという問題については、それはまた議論していただいて結構ですけれども、組織としてどこに位置づけるかというのは、活動中の中身の問題と位置づけの問題は別じゃないでしょうか。

それは、おたくの気に入るような活動内容だっ

たら本来任務にするけれども、そうでないものはだめだというのが一緒でありまして、法律に基づいて活動している。もしそれを言われるならば、活動の内容が間違っているというような指摘を与えられるなら、それはそれで活動の内容を変えるべきであって、活動そのものをどこに位置づけるかというのは、法律上の仕分けの問題とは別だと思ふんですよ。だから、議論をそれは別にしていただきたいと思います。

○辻元委員 長官はたびたび、活動実態を見て本来任務にするんだと言ってきたわけですよ。その活動実態が明らかになつていないし、問題が多いんじゃないか。そして、先ほど長官は、海外の任務を本来任務にするという世論が高まってきている。例えばイラクへの自衛隊の派遣については、さまざまな数字がありますけれども、はっきり言えば国論二分ですよ。そうでしょう。

このような状況で、私は、本来専守防衛と言ってきた本来任務に海外任務を加えるということに反対するばかりではなく、先ほど赤嶺議員との議論で、憲法との関係もありました。長官は憲法との関係でも、今まで専守防衛に限ってきたのは憲法との関係にもよるといことをきのう答弁されたじゃないですか、でしょう。

そして、一九八六年十二月九日に参議院の内閣委員会でも当時の中曽根総理が、憲法そのほかの関係から見ても総理大臣の直属の庁にしておいた方が適当と答弁していますよ。状況が変わつただけじゃないんです。憲法というものの理由にあつて庁にしておいた方がいいというような答弁を既にしているわけですよ。

○木村委員長 辻元委員、時間になつておりますので、簡潔に願います。

○辻元委員 その活動実態についても総括がなされてない。そして、かつてずっと積み重ねられてきた政府の答弁、憲法というのが一つの制約にあることは事実ですよ、それも逸脱しようとしている。

本法案をきょう採決するなんということ、私は

許されなと思いますね。この点、きちつともつと議論すべきだし、法案には反対ですけれども、きょう採決することやめていただきたいと申し上げたいと思います。強く申し上げたいと思います。禍根を残しますよ、こんな中途半端な状況で、状況に流されて。会期末までに成立させたいから衆議院ではきょう採決されなければいけないとか、とんでもない話ですよ、そういうことを理由にするとは。

○木村委員長 辻元委員、時間になりましたので、簡潔に願います。

○辻元委員 採決も反対であるということを上上げて、時間になりましたので、終わります。

○木村委員長 次に、第百六十四回国会、内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対する質疑は終局いたしました。

○木村委員長 これより討論に入ります。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。赤城徳彦君。

○赤城委員 私は、自由民主党を代表して、議題となっております内閣提出の防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

第一に、防衛庁の省への昇格は、国内外の安定に寄与するものであります。

近年の国際情勢は、九・一一事案を初めとし世界各地に生起するテロ活動、民族、宗教、地域間の紛争等、多様化、複雑化の一途をたどっております。特に、我が国周辺においては、北朝鮮による核実験、弾道ミサイル発射や不審船、中国原子力潜水艦の領海潜没航行等、看過しがたい事案が発生しております。他方、阪神・淡路大震災、新潟県中部地震などの大規模災害も後を絶ちません。

これらに対応する防衛庁・自衛隊の活動は年々

拡大しております。とりわけ、PKO活動やイラク人道復興支援、インド洋におけるテロ対策活動のように、諸外国と協力して国際社会の安定に寄与する活動はここ十五年の間に顕著な変化がありました。このような国内外の要請に著実に対処する上で、防衛庁を省に昇格し、国の防衛という任務を専任する主任の大臣を置くことは必要不可欠であります。

第二に、諸外国との関係において、防衛に対する我が国の姿勢を示す必要があります。

国の防衛という一国の存立にかかわる任務を担当する行政組織は、諸外国では当然、省と位置づけられ、専任の大臣が置かれていきます。このような組織をカウンターパートとし、政策協議、安全保障対話、防衛交流、そして国際平和協力業務を行うに際し、庁のままで国際社会における我が国の姿勢に誤解を与えかねないと危惧されるところであります。

また、自衛隊の任務における国際平和協力活動等の本来任務化について述べたいと思います。

自衛隊の海外活動は、先述いたしましたように、顕著な変化がありました。平成三年、ペルシャ湾に海上自衛隊の掃海部隊を派遣したのに始まり、カンボジア、東ティモール、ゴラン高原等における国連平和維持活動、インドネシア、パキスタン等における国際緊急援助活動、イラク、インド洋における最近の活躍など、我が国が国際的な活動に積極的に参画し、平和と安定に貢献する姿勢は国際社会から高い評価を受けてきました。

これからも国際社会の平和と安全のための取り組みに主体的かつ積極的に対応していくために、省への昇格と並行して、これら国際平和協力活動等を自衛隊の本来任務として位置づけ、着実にこれらの活動へ取り組むとともに、所要の体制を整備することがぜひ必要と考えるところであります。

第三に、自衛隊員の士気の問題であります。昭和二十九年に発足した防衛庁・自衛隊は、一昨年、創設五十周年を迎えました。この間、省昇

格に関して、幾度となく組上に上がり、今日まで先送りされてきたのであります。自衛隊の諸君は、そうした中、我が国に平和と安定という何よりの成果をもたらされ続け、災害対処や海外活動等、誠実に、献身的に実績を積み重ねてきました。

今日、国民の自衛隊に対する信頼はますます厚く、その活動に対する期待も高まっております。今この瞬間にも、自衛隊の隊員は、遠く祖国を離れた海外の地や全国各地において、それぞれ高い使命感のもとに精励しております。こうした努力を評価し、国内外に対して、一層の安定に寄与せんとする我が国の態度を示し、その活動を円滑ならしめなければなりません。

我々国会議員は、国民の代表として、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案を成立させ、今こそ、防衛庁の省移行と国際平和協力活動等の本来任務化を実現すべきであります。

以上で賛成討論を終わります。(拍手)

○木村委員長 次に、長島昭久君。

○長島(昭)委員 民主党の長島昭久です。私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました内閣提出のいわゆる防衛庁の省移行関連法案について、賛成する立場から討論をさせていただきます。

民主党は、二〇〇〇年にこの問題が議論に上った当時、政策論としては考慮に値するとしながらも、結論としては時期尚早とした経緯があります。しかし、今般ようやく本案を審議するに至りました。民主党として、防衛庁創設以来五十四年ぶりに、国の防衛を担う組織のあり方を正面から議論すること自体に全く異存はありません。

しかし、省昇格議論がなされているときに、官製談合の問題、情報流出、そして薬物使用、無断渡航などの不祥事が続発したこと、このことにより、国の防衛を担う防衛庁の体質そのものが問われているのであります。今後このようなことが起こらないように厳しく再発防止措置を講ずるとともに、徹底した綱紀粛正を求めます。

また、本案は、国際平和協力活動等を自衛隊の

本来任務に位置づける内容となっております。私も、国際的に意義のある活動が難則扱いであったことを考えると、今回の改正には意義を認めます。しかし、イラク特措法のように、自衛隊の派遣の根拠自体に問題のある活動が含まれていることも事実であります。私は、ここで、自衛隊イラク派遣の政府の判断について改めて厳しく批判を申し上げるものであります。自衛隊の国際協力活動等を本来任務とした場合でも、あくまで自衛隊の最も重要な任務は我が国の防衛であることを忘れてはなりません。

さらに、シベリアンコントロールの重要性について触れなければなりません。

シベリアンコントロールは制度化され、テロ特措法やイラク特措法など、国会承認手続も法定されております。しかし、防衛庁のこれまでの国会に対する説明不足は顕著でありまして、シベリアンコントロールの形骸化も指摘される中で、省昇格を機会にこの点をどう改善していくか、今後の大きな課題の一つとして指摘しておきたいと思っております。

また、北朝鮮情勢等を踏まえ、国内外の懸念についてどうこたえていかれるのかが問われております。

北朝鮮のミサイル発射、地下核実験など、我が国周辺を取り巻く安全保障環境の変化、さらに拉致事件後の国民意識の変化にかんがみれば、防衛省になった場合のその責任はさらに重くなると考えます。そのような環境の中で軽率な核保有論が流布されるようでは、対外的に誤ったメッセージを送ることにもなり、我が国の国益を損ねる可能性もあります。民主党として、今後とも厳しくこの問題に取り組んでまいります。

最後に、防衛省に移行するに当たって、さきに挙げた不祥事の徹底した真相究明と再発防止策を講じるとともに、実力組織を運用する防衛庁・自衛隊の皆さんには、今後ともさらなる緊張感を持って職務に当たっていただきたいことを切に求め、私の賛成討論といたします。(拍手)

○木村委員長 次に、遠藤乙彦君。

○遠藤乙彦委員 私は、公明党を代表いたしました。ただいま議題となりました防衛庁設置法等の一部を改正する法律案につきまして、賛成の立場から討論を行います。

本法律案は、一九五四年の創設以来、庁とされてきた防衛庁を省に移行させること、及びこれまで自衛隊の付随的な業務と位置づけられてきたPKOなど海外派遣任務を、我が国防衛などと並ぶ本来任務の一つに昇格させようとするものであり、我が国安全保障政策の歴史の中でも極めて重要な内容を含んでおります。

十月の北朝鮮による核実験に象徴される新たな脅威、終わりの見えないテロとの闘いなど、我が国を取り巻く安全保障情勢の厳しさにかんがみれば、国家と国民を守る防衛庁・自衛隊に対し、政策官庁として機能強化を図るとともに、その重要な使命にあふわしい位置づけを与えることは喫緊の課題であります。

また、省移行に伴い、在日米軍基地問題など国内政策においても、これまで以上に責任を持った組織として地方自治体との調整に当たることが可能になるとされることから、防衛庁の省移行はまさに時宜にかなったものと言えます。

しかしながら、防衛庁の省移行については、国民の間に、軍事大國化するのではないか、専守防衛や非核三原則など安全保障の基本政策が変更されるのではないか、あるいは徴兵制の導入に道を開くのではないかと不安や懸念があることも事実であります。

我々公明党は、こうした国民の不安に丁寧に対応することが、主権者である国民に対する説明責任を全うするために必要にして不可欠であると考えます。したがって、委員会質疑において、こうした問題を取り上げて政府の答弁を求めてまいりました。

例えば、徴兵制の導入につながるのではないかと不安については、「それは全く考えられない」「憲法上も難しい、法律もない、そういう中でそ

ういうようなことは考えられない」と明快な答弁をいただき、また、防衛費の増大についても、「そういうことには絶対ならないように、それは十分気を引き締めて注意してやっていこう」と思っています」との説明を聞かせていただきました。さらに、

非核三原則や集団的自衛権を行使しないこと、シビリアンコントロールの徹底など、我が国の安全保障の基本政策についてもいささかの揺るぎもないことを質疑を通じて確認いたしましたところであります。

このように、久間防衛庁長官を初めとする政府側の答弁は極めて明快であり、こうした質疑を通じて、かかる国民の不安は十分に払拭されたと認められることから、公明党としては、本法律案に賛成の立場をとることとした次第であります。

政策官庁としての機能強化の点については、情報収集、分析能力の向上、戦略的思考の強化、そのための人材育成に格段の努力を行うとの決意も伺いました。ぜひとも、そのような取り組みを期待するところであります。

なお、防衛庁の体質改善についても、今回の不祥事事件の再発防止策などを通じて、しっかりとうみを出し切り、二度とこのような醜態を国民の前にさらすことはいないという久間防衛庁長官の断固たる決意を拝聴したところであり、今後の綱紀粛正の徹底を切に期待するものであります。

本法律案成立の暁には、来年早々にも防衛省が発足することになります。新しい体制のもと、防衛大臣以下二十七万人の背広、制服の自衛隊員におかれては、国民の強い期待にこたえるべく、我が国の防衛並びに海外における任務、さらには沖縄に代表される基地問題の解決などのため、これまで以上に力を尽くされることを望んでやまないとあります。

以上、防衛に携わる皆さんに対する激励と期待の言葉をもって、私の賛成討論を終わらせていただきます。(拍手)

○木村委員長 次に、赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表し、防衛庁

設置法、自衛隊法改正案に反対の討論を行います。

本法案は、防衛庁・自衛隊の発足以来初めて、海外活動を自衛隊の任務に位置づけ、防衛庁を省に昇格させる、憲法にかかわる重大法案であります。このような任務変更が憲法上なぜ可能なのか、今なぜ防衛省なのか、法案の持つ根本問題について、政府からまともな説明はありません。総理出席のもとでの質疑、中央、地方での公聴会の開催など徹底審議の要求に応じず、会期内成立先ありき、わずか十四時間の審議で採決を強行しようとしている政府・与党に対し、強く抗議するものであります。

第一に、海外活動の本来任務化は、憲法九条を真つ向から踏みしめるものです。自衛のための必要最小限度の実力だから憲法に違反しないというのが歴代政府の憲法見解であります。だからこそ、政府は、自衛隊法三条で自衛隊の任務を日本防衛に限定してきたのであります。これを根底から覆し、海外活動を自衛隊の任務に位置づけることがいかなる理由によっても憲法上正当化できないことは明白であります。

第二に、新たに任務とされた海外活動なるものは、周辺事態法、テロ特措法、イラク特措法など、米軍に対する後方支援活動そのものであります。海外での米軍戦争支援を自衛隊の存立目的である任務に位置づけ、まさに自衛隊を海外派兵隊、米軍戦争支援隊にするものであり、断じて許されません。

第三に、政府が挙げる省昇格の理由が全く成り立たないことは、この間の短い審議の中でも明らかであります。腐敗、隠ぺい体質には何ら手をつけず、防衛施設庁談合事件を逆手にとって、住民無視の米軍支援行政を迅速かつ強力に貫徹できる体制をつくらうとするものであり、断じて容認できません。

以上、討論を終わります。

○木村委員長 次に、辻元清美さん。

○辻元委員 杜民党の辻元清美です。杜民党を代表して、防衛庁設置法、自衛隊法改

正に反対の討論を行います。

今日まで防衛庁を庁としてきたのは、戦前の軍国主義の反省に立ち、戦後の日本の土台をつくってきた平和主義の積極的な具現化であり、変える必要はないと考えます。

一方、防衛庁の不祥事は絶えないことが本委員会でも明らかにになりました。この十年間に、情報流出は十件以上、薬物事案は四十七件、誤射事故は七件、海外無断渡航は九百九十三件、自殺者は七百七十九人との答弁に、多くの委員が懸念を表明いたしました。また、談合は三十年前から延々と組織ぐるみでやっていたとわかりましたが、調査資料の開示も不十分で、この間、むしろ隠ぺい体質が露呈したようなありさまで、規律を高めるために省にするというのは本末転倒です。

また、自衛隊法三条の本来任務に海外での諸活動を加える点は、自衛隊の基本的性格を根底から変えることにはなりません。本来任務を専守防衛としてきたのは憲法との整合性を図るためであり、安易に変えられるような次元の話ではありません。海外派遣の恒久法制定への道を開こうとする意図も透けて見えます。

今必要なことは、海外での自衛隊の活動を丁寧に検証することです。人道復興支援は、今や軍事組織による大がかりな活動の時代ではなく、より機能的な非軍事組織などにシフトしていつているというのが国際的な流れです。

また、現在、航空自衛隊は内戦状況のバグダッドに物資を運んでいます。その活動内容もほとんど明らかにされませんでした。そのイラク戦争に自衛隊を今なお派遣中であり、総括もされない中で本来任務にしようというのは余りにも愚かであると考えます。

本日も航空自衛隊の情報流出が発覚しております。問題点が次々に明らかになっているような段階です。

国会で何が何でも成立させようと審議を打ち切り、本日採決しようとしています。何をそん

なに急いでいるんでしょうか。地方公聴会なども開き、まだまだ審議を尽くすべきであると、法案及び本日採決に強く反対をして、私の反対討論を終わります。(拍手)

ロールの基本的な枠組みを徹底させるとともに、さらに国会によるシベリアン・コントロールを実効あらしめるため、国会に対する説明責任を果たすこと。

○木村委員長 これにて討論は終局いたしました。

三 防衛庁の省移行に当たっては、防衛政策の企画立案及び執行に係る防衛大臣の補佐体制を強化し、もって自衛隊に対する防衛大臣によるシベリアン・コントロールの徹底を図ること。

○木村委員長 これより採決に入ります。第百六十四回国会、内閣提出、防衛庁設置法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

四 防衛施設庁における入札談合事件、護衛艦の暗号及び訓練関係文書などの情報流出事案、大麻所持・使用等に係る薬物事案など、相次ぐ一連の不祥事は極めて遺憾であり、到底、国民の理解を得られるものではない。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

よって、防衛庁及び防衛施設庁は、真に国民の負託に応えるべく、抜本的体質改善に努めるとともに、防衛省に移行した後も、これら事案の徹底的な究明及び対策に全省をあげて取り組むこと。

〔賛成者起立〕

そのために、新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設を図ることにより、一層の厳格な規律の保持に努め、もって国民の信頼回復に全力を尽くすこと。

○木村委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。(拍手)

五 自衛隊の国際平和協力活動に当たっては、我が国の主権的判断と民主的統制の下に参加することを原則とし、今後、自衛隊が海外活動を展開する際には、その国際的な根拠、必要性及び自衛隊が当該活動を行わなければならない必然性等を明確にして、国会における関係法律の審議などあらゆる局面において、国民に対する十分な説明責任を果たすこと。

〔賛成者起立〕

六 自衛隊の国際平和協力活動を本来任務化するに当たっては、これらが従たる任務であるとの位置づけを踏まえ、警戒監視活動などにいささかも欠けることの生じることがないよう、主たる任務である我が国の国土及び国民の防衛に万全を期すること。

○木村委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

七 今後、自衛隊の国際平和協力活動に際しては、個々の活動の内容や情勢の変化等に照ら

○木村委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、北村誠吾君外二名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

以上であります。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。北村誠吾君。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○北村(誠)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしました以下、案文を朗読し、趣旨の説明といたします。

○木村委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

〔報告書は附録に掲載〕

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

午後零時六分散会

一 防衛庁を省に移行するに当たっては、これまで行ってきた自衛隊の管理運用のみならず、今後は防衛政策に関する企画立案機能をも強化し、もって我が国の危機管理態勢の充実・強化を図り、国際社会の平和の実現に取り組む姿勢を内外に明確にすること。

衆議院事務局

二 内閣総理大臣が自衛隊の最高の指揮監督権を保持する等、現行のシベリアン・コント

印刷者 国立印刷局

平成十八年十二月十二日印刷

平成十八年十二月十三日発行